

目 次

○第1号（6月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	3
村長提出議案の概要説明	3
日程第 4 一般質問について	6
◇善養寺 孝君	6
◇波多野佐和子君	17
◇齊藤将史君	25
◇飯塚久夫君	38
◇浅見 隆君	48
散 会	62

○第2号（6月5日）

議事日程 第2号	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	64
欠席議員	64
説明のため出席した者	64
事務局職員出席者	64
開 議	65
日程第 1 一般質問について	65
◇須田仁美君	65
日程第 2 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の	

		制定について……………	7 9
日程第 3	議案第 4 9 号	榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	8 0
日程第 4	議案第 5 0 号	令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 号）について……………	8 1
日程第 5	議案第 5 1 号	令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	8 3
日程第 6	議案第 5 2 号	令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について……………	8 5
日程第 7	議案第 5 3 号	令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 1 号）について……………	8 6
日程第 8	議案第 5 4 号	群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について……………	8 8
日程第 9	報告第 2 号	令和 5 年度榛東村繰越明許費繰越計算書について……………	8 9
日程第 1 0	報告第 3 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について……………	9 0
日程第 1 1	報告第 4 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書について……………	9 1
日程第 1 2	報告第 5 号	法人の経営状況について……………	9 2
散 会		……………	9 5

○第 3 号（6 月 1 4 日）

議事日程 第 3 号	……………	9 7	
本日の会議に付した事件	……………	9 7	
出席議員	……………	9 8	
欠席議員	……………	9 8	
説明のため出席した者	……………	9 8	
事務局職員出席者	……………	9 8	
開 議	……………	9 9	
日程第 1	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	……………	9 9
日程第 2	議案第 4 8 号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	9 9	
日程第 3	議案第 4 9 号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定につ		

	いて	102
日程第 4	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	102
日程第 5	議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について	104
日程第 6	議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	104
日程第 7	議案第52号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について	105
日程第 8	議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について	105
日程第 9	委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）	106
日程第10	議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について	106
日程第11	発委第 2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について	107
日程第12	陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）	109
日程第13	陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）	110
日程第14	議会運営委員会の閉会中の継続調査について	111
日程第15	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	111
日程第16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	112
日程第17	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	112
	齊藤将史君の発言について	112
	議長挨拶	113
	閉 会	113

令和6年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月4日(火)

令和6年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

令和6年6月4日（火曜日）

議事日程 第1号

令和6年6月4日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼）	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
会計課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
税務課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
健康保険課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
建設課長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
教育長			
生涯学習課長	村上誠君		

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆様、おはようございます。

令和6年第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴席の皆様、日頃から議会運営にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ここに、令和6年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに感謝申し上げます。

5月17日の臨時会で同意され、再任されました須永教育長におかれましては、引き続きお世話になりますが、榛東村の教育行政の発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、執行部では、4月の人事異動により新たな課長職が3名加わり、議会の対応にもご苦労いただきますが、よろしく願いいたします。

世界情勢を見れば、イスラエルのガザ地区攻撃やロシアのウクライナ侵攻と終結の見えない戦闘が続いておりますが、一日も早い終結を願うばかりであります。

一方、我が国では、新型コロナウイルス感染症がやや下向きになり、経済も徐々に回復傾向にありますが、円安や政治の不安定などは懸念されるところであります。

本村では、先月、不法投棄のクリーン作戦が数年ぶりに実施される等、今まで休止してきた行事も少しずつ元に戻りつつあり、今月行われます消防団のポンプ操法大会に参加する本村チームの活躍を期待したいと思います。

さて、本定例会につきましては、通告のありました6名の議員による一般質問、村長から送付されました条例改正及び補正予算等の議案が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議と議会運営に特段のご協力をお願いするとともに、実りある定例会となりますよう重ねてお願いを申し上げます。

ただいまから令和6年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

11番清水健一議員、12番早坂通議員を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期については、本日から6月14日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書表のとおりでございます。確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和6年第2回榛東村議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

村民の負託によりまして村政をお預かりさせていただいてから1年が過ぎました。昨年5月、新型コロナウイルス感染症が2類から5類へ移行し、明るい未来の訪れを期待しながらも、一方で、エネルギーや物価高騰は依然として続き、円安がそれに拍車をかけております。

こうした状況で、村民生活への影響を可能な限り軽減し、村民がもっと暮らしやすい榛東村を実感していただけるよう、全力を傾注してまいりました。

令和6年度も、第6次榛東村総合計画に掲げる村の将来像であります「子どもに夢をみんなに福祉と安心を」の実現に向け、選択と集中の観点から、限りある行政資源を効率的かつ効果的に活用し、これまでにない施策、事業に果敢に取り組み始めているところであります。

異常気象により激甚化する災害や地震による災害など、本村における防災対策につきましては、本村では、榛東村社会福祉協議会をはじめ地域の方々のご尽力により、住民支え合いマップづくりを通じて個別避難計画による速やかな避難支援を行う体制が整備されております。

昨年11月に、村内の福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結いたしました。これにより、要支援

者が直接専門的ケアを受けられる福祉施設に避難することができるようになりました。また、大規模な災害が発生した場合におきまして、速やかな福祉避難所の開設及び運営が行えるよう、関係機関、地域及び行政が一体となった取組を行うことを目的に、福祉避難所協議会を設置し、本年5月に第1回協議会を開催いたしました。引き続き、今後の災害時に備えた準備を進めてまいります。

さて、赤ちゃんから高齢者まで、全ての村民の方々が暮らしやすさを実感していただくためには、福祉や医療、教育など、日常の社会生活上の需要が満たされる必要があります。しかしながら、地域公共交通システムの構築や観光振興をはじめ、多くの施策が榛東村単独では完結することができない現実がございます。そのために、群馬県や関係市町村との連携が大切だと考えております。

先行き不透明な社会経済環境の中で、近隣の市町村がより連携を強めることで、効果的な事業展開が図れるとともに、財政面からもより効果的な事業効果が期待できることから、国や県、関係市町村との連携強化に引き続き努力してまいります。

新しく吹き始めた風を確かなものとするべく、そして、今の状況で満足して歩みを止めることなく、一步一步着実に、全庁一丸となって様々な事案に緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。そのためには、議員皆様のご理解、ご協力は不可欠なものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

本定例会に上程させていただく案件につきましては、令和6年度一般会計補正予算のほか、その他議案6件、報告4件でございます。その概要をご説明申し上げます。

議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部改正は、第7次総合計画を策定するために所要の改正を行うものであります。

議案第49号 榛東村下水道条例の一部改正は、上位法令の改正に伴い条例改正を行うものでございます。

議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費についての補正を行うものでございます。

人事異動につきましては、私が初めて行った人事異動で、組織体制の強化と計画行政の推進を目的に、適材適所の異動により村民サービスの向上を目指すものでございます。

議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、被保険者証の特定記録郵便への変更に伴う郵便料の補正を行うものです。

議案第52号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う職員給与費の補正を行うものでございます。

議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についての議案を提出しております。

以上、7議案について、慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。
議案のほか、報告事案は4件でございます。

令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書について、令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について、令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書については、関係法令に定めるところによります。

法人の経営状況については、榛東村土地開発公社の令和5年度決算、令和6年度予算、事業計画等について報告するものでございます。

会期は本日から6月14日までと先ほど決定されました。本日から11日間、慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

◇

◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番善養寺孝議員の一般質問を許可いたします。

10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君登壇〕

○10番（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、善養寺孝です。

また、傍聴席の皆様には、お忙しい中傍聴していただき、ありがとうございます。

本日は、通告に従い、1番目に婚活について、2つ目に村のスポーツ振興について、3番目に農業集落排水施設について、4番目、農業者の収入保険についてを質問させていただきます。

初めに、婚活について伺います。

国による出生動向基本調査結果では、婚姻率が低下しているにもかかわらず、将来の結婚願望は高まっている状況が確認されると分析しています。

本村においても、結婚したくても出会いがなく、出会いを求めている方がたくさんいます。県内の婚活状況を見ますと、企業と市町村がコラボし、マッチングをコーディネートする取組も実践している自治体もあります。

そこで、（1）番目の本村の婚活事業の現状はどうなっているか、お伺いします。

以後、自席に戻り、質問をさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 本村における婚活につきましては、過去に中央公民館内に結婚相談所を設け、相談業務を行っていたことがございましたが、民間事業者の充実によりまして閉所となりました。

その後、平成24年に策定されました第1期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画にのっとり、社会福祉協議会により平成25年度に第1回であい夢プロジェクト事業が開催され、以来、女性の参加者は県内まで広く募集を行い、ゲーム形式や食事会を取り入れるなど工夫をしながら出会いの場を提供しております。

この社会福祉協議会主催事業によりまして、現在まで2組のカップルが成立するなど、事業の成果も表れているところでございます。

令和2年の開催以降、コロナ後の令和5年12月にはソバ打ち体験をメインとした交流会を企画いたしました。参加申込みが少なく、開催されませんでした。本年度につきましては、再び内容を検討し、開催を予定しているとお聞きしております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 現在まで2組のカップルが成立しているとのことですが、引き続き多くの人がカップルになりますよう、努力のほうをよろしくお願いします。

続けて、新型コロナウイルスが5類に移行した昨年は、5月以降で婚活についての問合せはありましたか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 婚活についての問合せということでございますが、村への問合せ等はございませんでした。

また、社会福祉協議会におきましても、問合せ等はなかったとお聞きしております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 昨年は申込みがなかったということを確認しました。

それでは、婚活は地域福祉計画により、社会福祉協議会における事業として位置づけられておりとお聞きしましたが、その内容について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 平成24年度に策定をされました榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画のうち婚活事業につきましては、社会福祉協議会の交流活動として位置づけられております。

昨年度末に令和6年度から令和11年度までの期間として策定されました第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画におきましても、同様となっております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 婚活活動は社会福祉協議会の交流活動として位置づけられていることが分かりました。

続きまして、（2）の行政の支援について伺います。

行政としての支援をどのように考えているか、伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 予算の使途や手続に制限が多い行政に対しまして、社会福祉協議会が実施主体となることで、その特性を生かした事業の展開が期待できるというところでございます。

婚活事業は、本村においても人口減少対策や地域活性化対策として重要視しております。引き続き、村としてできることを支援していきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 村としてできることを引き続き支援したいということですが、イベントの開催について、なかなか村民に伝わらないことがあるかと思えます。周知についてどのように考えているか、伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 事業の周知につきましては、事業主体でございます社会福祉協議会が募集チラシを作成いたしまして、ふれあい館をはじめ役場や農協、商工会などの窓口へ配布しております。

社会福祉協議会で実施する婚活事業につきましては、村と社会福祉協議会が策定する地域福祉計画・地域福祉活動計画に上げられていることから、村といたしましても事業の周知に関しましては、これまでの対応に加えまして、広報やホームページの掲載を進めていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） ありがとうございました。

行政として、周知をはじめとする支援について、引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、（3）の今後の予定について伺います。

新型コロナウイルスの流行後、再開した昨年度は、応募が少なく実施できなかったとお聞きしてお

ります。

婚活は社会福祉協議会が主催する事業ですが、村の協力や予算の関連があります。本年度については、開催回数やスケジュールについてどのように考えているか伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 本年度につきましては、改めて実施に向けて検討を始めているとお聞きしております。

スケジュールといたしましては、現在、イベントの内容について検討を行っておりまして、今後、参加申込みを始めて、秋から冬にかけての実施を計画しているということでございました。

また、回数につきましては、年度内に1回の開催を予定しているとお聞きしております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 現在、イベントの内容について検討しているということですが、内容に村のアピールも盛り込んでいただきたいと思います。

また、年1回ということなんですけれども、多くの人が参加希望されると思うんですけれども、そのときには対応をよろしくをお願いします。

また、この中で村の支援もありますので、村長が何かありましたらお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 課長の答弁と重なってしまうところもありますけれども、せっかくの社会福祉協議会の事業が今年度開催されるときには、多くの方に知っていただいて、希望する方が参加していただければいいなと考えております。

先ほど、冒頭に善養寺議員が婚姻率の低下の話を発言されていましたが、婚姻率の低下について私も調べたところ、厚生労働省の人口動態調査になりますけれども、ちょうど50年前ですか、1970年、群馬県では1万5,104件の婚姻数があったと。約50年後の2022年は6,704件ということで、約6割減っている、そういう統計上のデータがあります。

また、いろいろところで婚姻数の低下ということで報道もされていますけれども、大体50歳で未婚の数が約3割いると。先ほど言ったように、約50年前の1970年だと、群馬県だと、これは国立社会保障・人口問題研究所の人口統計資料集を見たんですけれども、1.53%なんです。なので、本当に未婚率、未婚の割合が増えているというのが統計上も分かっていることだと思っています。

そういった中で、ただ、結婚に対するいろいろな価値観とか希望だとかというのはそれぞれの人によってまた多様だとは思いますが、今現在マッチングアプリとかそういったものもかなり活用さ

れているような状況だと思いますが、やはり結婚を希望している方、村民で結婚したいと思っている方がその希望をかなえられるようにするために、婚活だったり出会いの場だったり、そういった場所を村としても提供してほしいというニーズがやはりあるのであれば、それは、村としてそれについての事業や支援を考えていくことは大切なことだと私も思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 村長、ありがとうございました。

村には村の基幹産業であります農業の担い手さんも結構結婚を希望している人が多いので、その中でもぜひよろしくお願ひします。

また、婚活事業は村においても人口減少や地域活性化対策として重要です。行政の最大限の支援を願ひし、次の質問に入ります。

次の、村のスポーツ振興の取組の現状について伺います。

本村は、しんとう総合グラウンドやしんとうスポーツアリーナといったスポーツ施設も充実しており、スポーツが盛んな村として他市町村にも知られております。

新型コロナウイルス流行によって各種スポーツ活動も一時期縮小されていましたが、村が進めているスポーツ振興の取組についての状況について教えてください。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 村が進めているスポーツ振興の取組の状況についてお答えをさせていただきます。

榛東村教育委員会では、毎年、生涯学習や社会教育の基本方針を定め、方針にのっとった取組を行っておりますが、スポーツ振興の取組としましては3つの基本方針を定め、様々な取組を行うこととしております。

1つ目の基本方針は、スポーツ施設の充実です。住民のスポーツ、レクリエーション活動を支援するため、施設の利用促進と整備を図るとともに、学校施設の開放を含め地域におけるスポーツ施設の充実、施設等の適切な管理及び運営を図っていきます。

2つ目の基本方針は、生涯スポーツの推進で、村民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活が送れるように、住民主体型のスポーツ、レクリエーションの振興を図るとともに、スポーツを通じた世代間の交流、地域の活性化を推進し、高齢者や障害のある方への活動機会の提供も含め身近に楽しめるスポーツ、レクリエーションの普及を図るため、各種スポーツ教室や大会の開催を行っていきます。

3つ目の基本方針が、スポーツ推進体制の充実でございます。生涯スポーツ推進のため、スポーツ

団体や指導者の育成・確保を図るとともに、村スポーツ協会及び村スポーツ推進委員との連携を図り、推進体制の充実や自主活動の促進に努め、各種研修会の開催や県が開催する研修会等への参加を行っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 答弁いただいた2つ目の基本方針、生涯スポーツの推進に関する取組の中で、各種スポーツ教室や大会の開催を行うとの答弁がありました。

村のスポーツ協会が主催する各種スポーツ大会について、参加者が減少しているとの声を聞いております。村の支援策がありましたらお答えください。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 各種大会における参加者数の減少につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行も影響していると考えられております。

村スポーツ協会で開催している各種スポーツ大会につきましては、各種目の専門部によって大会の運営を行っていただいているところではありますが、各専門部では参加チーム数や参加者人数を維持・増加させることを目的としまして、参加要件の緩和を行ったり、正式な試合とは別にオープン参加による交流試合を行うなど、大会ごとに創意工夫を図り、参加しやすい環境づくり、雰囲気づくりを実施していただいております。

村生涯学習課としましては、大会の企画や実施方法に係る助言や指導、住民向けの周知、PR活動など、各専門部や団体等と連携・協力を図り、支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 各部門や団体等と連携・協力を図っていただきたいと思います。

また、各種スポーツにおける指導者や審判員など後継者の人材不足を心配する声がありますが、村の支援策や対応策がありましたらお答えください。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 各種スポーツにおける指導者や審判員など後継者の人材不足に係る支援策や対応策についてのご質問でございますが、それぞれの団体が抱えている悩みや課題、状況などが違うため、一律に支援、対応できるものではないと思っております。

各団体から現在の状況を聞き取りするなどしまして、それぞれの団体に応じた、必要とする支援策

や対応策を団体の代表者と共に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 続いて、各種スポーツ団体の支援の状況についてを質問します。

本村には様々なスポーツ団体が存在し、各団体とも活発に活動を行っていると思われませんが、スポーツ活動を行うのも高額な費用がかかります。村はどのような支援を行っていくかお答えください。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 村では、スポーツの推進やスポーツ活動に対し様々な支援を行っておりますが、主に財政的な支援に絞って3点ほどお答えをさせていただきます。

1点目が、榛東村スポーツ協会を通じたスポーツ活動に対する支援です。

榛東村スポーツ協会では、村民の生涯スポーツの振興を目的として、各種スポーツ大会の開催をはじめ各種専門部の育成や大会派遣などを実施していただいておりますが、教育委員会からは毎年業務委託料をお支払いしております。

2点目が、社会体育施設や学校開放施設における施設使用料等の減免措置による支援でございます。

総合型地域スポーツクラブ、しんとうスポーツクラブの活動や、村スポーツ少年団等の活動に係る施設使用料を減免し、各団体の育成並びに活動の支援を行っております。

3点目が、各種スポーツ競技大会奨励金の交付でございます。

個人や団体で関東大会以上の大会に出場された場合に、5,000円から5万円の範囲内において奨励金を交付してございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 村が行っている村のスポーツ振興の現状や支援等について確認させていただきました。

スポーツ活動は単に健康維持や体力の増進を図るというのではなく、地域の活性化やコミュニケーションの活発化に重要なものと考えております。これからも本村のスポーツ振興・発展のためにご支援、ご協力をお願いし、次の質問に入ります。ありがとうございました。

3番目に、農業集落排水処理施設について伺います。

農業集落排水処理施設は、農業用水の水質保全及び農村生活環境の整備を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与しているものであると思っておりますが、近年は新築による下水道接続の話しか聞かれません。既存の住宅も含めて下水道の接続率を向上させることは、先ほど述べた効果以外にも、耐久年

数の限られた施設を活用することが重要と考えて質問します。

長岡、広馬場の農業集落排水施設の接続状況を伺います。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 長岡地区、広馬場地区の農業集落排水処理施設の年度末時点の接続状況について、年度別に答弁をさせていただきます。

最初に、長岡地区農業集落排水処理施設の接続状況ですけれども、令和元年度は509戸中428戸接続しており、接続率は84.09%。令和2年度は512戸中437戸接続しており、接続率は85.35%。令和3年度は525戸中444戸接続しており、接続率は84.57%。令和4年度は531戸中459戸接続しており、接続率は86.44%。令和5年度は537戸中469戸接続しており、接続率は87.34%となっております。

次に、広馬場地区農業集落排水処理施設の接続状況について、令和元年度は964戸中609戸接続しており、接続率は63.17%。令和2年度は992戸中641戸接続しており、接続率は64.62%。令和3年度は1,036戸中682戸接続しており、接続率は65.83%。令和4年度は1,053戸中703戸接続しており、接続率は66.76%。令和5年度は1,063戸中722戸接続しており、接続率は67.92%となっております。

長岡地区、広馬場地区ともに、接続率は年々増加をしています。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 令和5年度での長岡地区が87.34%、広馬場が67.92%ということで、長岡があと68戸、広馬場が341戸ということで、年々増加しているということでもいいことだと思います。これからも接続率の向上に努めていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

昨年度は何件の接続申込みがあり、そのうち新築ではなく既存住宅の申込みは何件ぐらいありましたか、お尋ねします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 令和5年度の接続申込み状況について答弁をいたします。

最初に、長岡地区農業集落排水施設の接続申込み件数は10件あり、新築以外の申込みは5件です。

次に、広馬場地区農業集落排水処理施設の接続申込み件数は19件あり、新築以外の申込みは9件です。

長岡地区、広馬場地区の接続申込み件数の合計は29件で、新築以外は14件、割合とすると48.27%となります。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 既存住宅の申込みが14件ということで、新築と半々ぐらいだと思うんで、引き続き接続を促してもらいたいと思います。

（2）の接続率向上への対策はということで、農業集落排水事業に同意して公共ますを設置した住宅で、現在使用している浄化槽が使えるため、わざわざ浄化槽を廃止し、工事の費用を出してまで下水道に接続しない、また、高齢者のみ世帯で今後何年も住まない可能性がある住宅で、新たにつなぎ込み工事を行ってまで下水道に接続しないなど、現状で困っていない、経済的な理由など理由が様々であると思いますが、既に公共ますが設置してあるのに接続しない既存住宅にお住まいの方について、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 農業集落排水事業が開始された際の公共ますの設置は、接続に同意し、分担金を納めていた受益者に行っておりました。

農業集落排水施設の維持管理には費用がかかります。下水道の使用料の収入だけでは下水道事業の経営が厳しく、一般会計からの補助金も頂いております。村としましては、下水道使用料の増加のためにも、公共ますが設置してあるご家庭は速やかに接続していただくようお願いしていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 農業集落排水施設の維持管理には費用がかかるということで、これからも根気よく接続を促してもらいたいと思います。

次に、農業集落排水施設の接続率を上げていく対策があればお答えください。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 長岡地区、広馬場地区にそれぞれ農業集落排水施設維持管理組合があります。村と維持管理組合が業務委託契約を締結しております。

業務の内容は、処理場内の清掃、除草、汚泥肥料の袋詰め作業、肥料の農地還元のほか、接続率の目標、令和6年度につきましては長岡地区で88%、広馬場地区で70%を掲げまして、つなぎ込み工事の推進も含んでおります。

村としましては、管理組合と協力して、未接続世帯に対する理解対策を進めていきたいと考えています。その際、他市町村の接続率や接続率向上への取組状況等を参考にし、下水道未接続による生活環境への影響、接続のメリットなどを理解していただけるより効果的な方法を考えていきたいと思っております。

○議長（生方勇二君） 10番。

[10番 善養寺 孝君発言]

○10番(善養寺 孝君) 分かりました。

市町村の接続率や接続率向上の取組の状況を参考にし、接続のメリットなどを理解していただけるように説明をよろしく申し上げます。どうもありがとうございます。

4つ目の農業者の収入保険制度について伺います。

自然災害や農作物の価格低下等の予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少等、農業者の経営努力では避けられない被害が発生しています。

令和元年度から収入保険が実施され、農業保険法の施行5年を迎えることになります。収入保険制度の内容について説明をお願いします。

○議長(生方勇二君) 狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長(狩野宏記君) 全国農業共済組合連合会が実施している収入保険制度は、全ての農作物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度でございます。

また、加入対象者は青色申告を行っている個人または法人の農業者となっております。

農業者が自ら生産した農作物の販売収入全体が対象となり、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填されるものでございます。

農業者は、保険料、積立金を支払うことによって加入となっております。

以上です。

○議長(生方勇二君) 10番。

[10番 善養寺 孝君発言]

○10番(善養寺 孝君) 収入保険制度の内容については、ご承知のとおり農業経営者全般の収入に対して保障するものであります。

農業には自然災害による収入減少だけではなく、農作物の価格の低下も含め、様々なリスクがあります。また、農業従事者の病気やけがにより農業ができないケースや農作物の盗難など、幅広い補償があります。

近年のセーフティーネットとして、また、持続可能な農業に収入保険制度は重要な役割を果たしていると思います。

そこで、県内の市町村における収入保険等の補償の状況についてお聞きします。

○議長(生方勇二君) 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長(狩野宏記君) 県内の市町村における加入者への保険料等の補助状況につきましては、新規加入、継続加入者を対象に、補助事業期間を3年から4年間に設定して実施している自治体

がございます。

また、加入者への補助額については、5万円を上限としている自治体が多く見受けられます。

予算規模については、各自治体により様々でございますが、令和5年度の例として、50万から200万円の予算規模の自治体が多く、対象人数については10人から40人規模が多くなっております。

近隣自治体の補助状況ですが、吉岡町においては今のところ実施予定はないと聞いております。

また、渋川市は新規加入者に限り3年間の補助事業を実施する予定です。令和6年度に加入した場合は、初年度5万円、次年度3万円、最終年度は1万5,000円の補助の実施予定となっているそうです。加入期間は、令和6年度から令和8年度までが新規となっております。令和6年度予算は100万円、20件までを対象としているようです。

なお、近隣自治体の令和5年度における収入保険者数は、吉岡町が4件、渋川市が52件、沼田市が78件、榛東村においては現在8人の方が収入保険に加入しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 村では現在8人の方が収入保険に加入しているということが分かりました。引き続き、周知や内容説明をお願いしたいと思います。

次に、収入保険制度の推進や収入保険の補助について、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 水田を所有している農家の皆さんには、4月に水稻生産実施計画書と一緒に、全国農業共済組合連合会が実施している収入保険制度のパンフレットを送付しております。

また、5月の認定農業者等連絡協議会の総会でも資料を配布し、収入保険制度については紹介しております。

収入保険制度については、農家の皆さんが万が一に安定した収入を得ることができるので、また安心して営農することができるよう、収入保険の加入を促進していきたいと思っております。

ただし、収入保険に加入するためには、先ほども申し上げましたが青色申告が絶対条件のため、金銭的、事務的な負担が増すこととなりますので、まずは農家の皆さんの加入への意向を調査するとともに、補助金の交付については総合的な検討が必要だと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔10番 善養寺 孝君発言〕

○10番（善養寺 孝君） 今後も、村の基幹産業であります農業者の皆様のためにも周知をよろしくお願いします。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、10番善養寺孝議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時35分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時35分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

2番目の登壇となりました、私、波多野佐和子でございます。本日はよろしく願いいたします。

傍聴にお越しの皆さん、お忙しい中お出かけくださりましてありがとうございます。

議会だよりの106号の最終ページに議員の集合写真を掲載いたしました。ご覧になっていただけたでしょうか。本日もこのようにたくさんの方がお見えになっていただきまして、本当にうれしく思います。さらに傍聴者が増えるように、また、村政に興味を持っていただけるように、議会広報にも力を入れていきたいと思っております。

また、念願の手話言語条例ができて、大変うれしく思っております。執行部の皆様、そして、もちろん村長はじめ皆様のご尽力に感謝いたします。賛成していただいた議員の仲間にもこの場をお借りして御礼申し上げます。これからも全ての村民が心豊かな暮らしを送れるように、そして、夢が持てる、誇りが持てる、そんな村にしたいと思っております。

それでは1問目、文部科学省が示す「通学路における交通安全の確保の徹底について」です。

これは、私、過去2回一般質問をいたしました。子どもの安全は、これからも私が取り上げ続けた項目の一つでもございます。

令和3年6月に千葉県八街市で起きた、下校中の児童の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい事故がございました。それを受けて、当時、文部科学省から全国に通学路における合同点検の実施の依頼がありました。そのときにも私も確認しましたが、榛東村内には22か所の報告がございました。

あれから約3年経過した現在、通学路の危険箇所の改善が完了しているか、順を追って説明をお願いいたします。

では、自席に戻り、順次質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 通学路における交通安全の確保についてお答えをさせていただきますと思います。

議員お話しのとおり、令和3年6月、千葉県八街市で下校中の児童の列にトラックが衝突し5名が死傷するという事故を受け、令和3年7月9日付で文部科学省から通学路における合同点検の実施について通知がございました。

教育委員会におきましても、通学路の危険箇所を抽出し、毎年合同点検を行い、具体的な対策につなげております。

具体的な点検の方法といたしましては、毎年保護者、児童・生徒から危険箇所について情報を集約し、その情報に基づいて危険箇所を決めております。決めておりますというか、危険箇所を抽出しております。

点検は学校、教育委員会、渋川土木事務所、村の総務課、建設課、警察が一堂に会して行っております。危険箇所について、どの機関がどのような対策を取るかを協議いたしまして、対策を講じたり、対策の要望を上げたりしております。

ご質問の具体的な対策の状況につきまして、幾つかの事例を申し上げたいと思います。

まず、通知後、令和3年度には村道御堀1号線の関之口橋に柵がなく危険だというご指摘をいただきまして、まず、学校で北小学校の通学路を変更しております。

翌年、令和4年度には村道神田16号線や北小学校北門前の側溝の蓋がなく危険というご指摘をいただきまして、蓋の設置をしております。

また、令和5年度には村道台・柳沢線の見通しの悪い箇所にカーブミラーが設置されました。また、県道水沢足門線の木村ボデーさん以东の道路は路面標示が不鮮明という指摘を受けまして、線を引き直す対策が取られています。

主な対策を申し上げました。しかし、特に見通しの悪さ、交通量の多さ、それから道路の幅員の狭さ、幅の狭さなどに起因する危険箇所につきましては、なかなか効果的な対策が講じられない箇所もございます。保護者の皆さんから毎年危険箇所として上げられていながら、具体的な対策が講じられない、講じることが難しいという事例も多いことは教育委員会としても承知をしております。

危険箇所につきましては、保護者、地域と情報共有しながら見守りをしていくこと、定期的な点検を今後も実施し、関係機関に情報を上げていくことを継続していくとともに、児童・生徒自ら危険を察知し、回避できるよう、安全教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ご丁寧な説明をありがとうございます。

なかなか進まない危険箇所の改善でございます。村道をはじめ、一番気になっているところは県道

でございます。続き、県道の危険箇所の改善が進まないというところでして、県道南新井前橋線等の危険箇所の改善をどのように進めていくか。また、南新井前橋線バイパスが開通した際には新たに危険箇所が生まれると思います。それらの対応を前もって取り組むべきだと思いますが、村としての考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 波多野議員おっしゃるとおり、県道についても危険箇所が多々ございます。南新井前橋線だけではなく、県道の危険箇所の改善については、渋川土木事務所へ要望を伝え、検討及び対応をしていただいております。

一例を申し上げますと、広馬場の主要地方道高崎安中渋川線と水沢伊香保線、新井下室田線の交差する広馬場の交差点でございますが、信号機の周辺歩道部の改修、また、山子田交差点信号機の周辺の歩道の改修等を行っていただき、そのほかにも、12区地内ではございますが水沢足門線の変則の五差路、こちらについても一部水路等を改修いただき、改修を行っていただいております。

また、ご質問にありました南新井前橋線バイパスにつきましては、関係課と土木事務所による調整会議などの中で調整するとともに、村道が接道する部分や横断歩道の整備される場所などについても、今後も協議・調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 村内の県道において、私が確認したところによりますと、県道にある横断歩道を渡る際に児童が待機できる十分なスペースが取れていない。また、歩道が左右に途切れ途切れにある。横断歩道がない県道を横断し、通学している現在でございます。

恐らく、県内にはもっと危険な場所があるかもしれません。ですが、村の子どもは村で守る。事故が起きてからでは遅いのです。県への要望ではなく、強い要請をお願いいたします。

また、県道南新井前橋線バイパスが開通すれば、旧道が村道になる可能性がございます。そうなる前に、村の出費を減らす意味でも努力もしていただきたい。

また、通学路の変更も必要になるかもしれません。速やかな対応をお願いいたします。

次に、2の通学路における犯罪防止についてです。

まずは、通学路における犯罪被害を防ぐための本村の考えや取組をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 通学路において、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれることを防ぐための対策についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と若干の重複がございますが、通学路の危険箇所につきましては、交通事故、犯罪被害を防ぐという観点から、具体的には年に1回、クリーン作戦の際に、保護者と児童と一緒に通学路を歩いて危険箇所を確認するなどして情報を集約しております。

保護者の方が危険というふうに感じた、あるいは児童が危険と感じた、生徒が危険と感じた箇所を調査用紙に記入し、学校に提出することで、学校は情報を集約しております。

昨年度は、危険箇所につきまして、通学路点検とは別に学校運営協議会で情報を共有し、地域や保護者の皆様に協力を仰ぎながら、見守りを強化していただくよう依頼をさせていただきました。

また、児童・生徒自らそういった危険も回避できるように、発達段階に応じて各学校で安全教育を行っております。特に、小学校入学時におきましては、警察署員に講話をいただき、不審者について行かないこと、万が一不審者に遭遇した際の対処方法などについて確認しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ご丁寧な説明、ありがとうございます。

これは榛東村ではございませんが、女子中学生が自転車に乗り下校途中、自転車ごと一段低い道路脇に引きずり込まれ、どうにか抵抗して逃れたという話を聞いたことがございます。今は成人し社会人となりましたが、その衝撃、そして心の傷は消え去ることはないと思います。

こういったことは警察になかなか報告されないケースが多いのではないのでしょうか。これも起こってからでは取り返しがつきません。このたぐいの犯罪はどこでも起こります。特定の場所というのも難しいかもしれません。

ただ、自治体として、誰もが納得できるだけの防止策がなされていることが重要だと思います。今年3月25日に開催されたこどもの性被害撲滅対策推進協議会のように相談、被害申告をしやすい窓口を、適切な対応のための体制整備の強化、また、昨年、北小学校体育館で行われたCAPのような、児童に対してもこんなことがあったらこんなふうに相談するんだよというような安全教育もお願いいたします。

私が以前に一般質問で行いました子どもの安全対策について、危険箇所とともに犯罪が起こりそうな場所をマップに落とし込んだらどうかと提案いたしました。ぜひ犯罪学に精通した方に協力をしていただいて、地域安全マップを制作して色分けし、視覚的にも分かりやすくして、子ども、保護者、地域、村全体で子どもの安全を守るようお願いいたします。

なお、以前、三侯議員が一般質問の際におっしゃられたような、下校時刻に防災無線にて「軒下見守りをお願いします」のような放送も、併せて再度検討していただきたいと思います。

続き、スポ・レク祭の今後についてです。

コロナによって数年開催ができなかったスポ・レク祭ですが、去年は種目を3つに絞って開催され

る予定でした。それでも12区は選手が見つからず、仕方なく棄権したようです。

スポ・レク祭について、自治会の役員などから準備や選手集めに大変苦労していることや、自治会の人口に差があり不公平感があるといった声も聞いております。また、スポ・レク祭の参加者からは、内容のマンネリ化を指摘する声も上がっております。価値観の変化や生活の多様化などを踏まえた上で、スポ・レク祭の開催方法や内容について見直す時期になっているのではないのでしょうか。村の考えをお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） スポ・レク祭について、村の考えということでご質問でございますのでお答えさせていただきます。

4年ぶりの開催となりました今年のしんとう・村づくり祭のスポ・レク祭は、雨天のため中止となっております。

その後、本年3月に開催をいたしましたしんとう・村づくり祭実行委員会では、昨年度の反省点だけでなく、組織体制や実施要綱の見直しも含めて協議がされております。

そして、この実行委員会で決定された事項としましては、今年度も産業祭部門とスポ・レク部門を同時開催とすること、開催日は11月10日日曜日とすること、そして、従来のしんとう総合グラウンドでの実施のほかに、雨天の場合には産業部門だけでもしんとうスポーツアリーナで開催することで行いました。

今年度のスポ・レク祭につきましては、組織体制を見直しまして、新たに組織化する実行委員会及び各部門の委員会で実施要綱等を協議することとなっており、開催方法や実施内容につきましても併せて検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 続き、年齢・性別・障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるインクルーシブスポーツの実施、競技種目への移行について、村の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどの質問でもお答えをいたしました。今年度の開催方法や実施種目、プログラム等につきましては、新たに設置する組織の中の仮称でございますがスポ・レク部会において検討していく予定でございます。

なお、昨年度のスポ・レク祭におきましても、新型コロナウイルス感染症が流行した場合のプログラムとして、ボッチャやモルックといったニュースポーツを競技種目として実施する計画であったと

聞いておりますので、今年度の実施種目等の選考に当たっても、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しみながら簡単に実施することができるような種目、プログラムを検討していただくよう助言していきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは、誰もが楽しみながら簡単に参加できる新しい形のスポ・レク祭の実施を楽しみにしております。

また、榛東村では人工芝のサッカー場や広場がございます。それらを生かしてミニフットゴルフなどもいいのではないのでしょうか。無差別化を図り、インクルーシブスポーツの先端を行く村とするのもよいかと思われま。

次に、消防団秋季点検のスポ・レク祭との同時開催についてです。

昨秋、初めて消防団秋季点検を見学し、思ったことは、大規模で迫力満点の訓練の様子をもっとたくさんの方に見てもらいたいと思いました。そのときにある消防団員から、しんとう・村づくり祭と同時開催したらどうかと言われたのです。

消防団の役割などの理解を深める、とてもいい機会だと思います。また、昨今言われている消防団員の成り手不足の解消にもつながるかと思えます。村の考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうしますと、消防団事務を所掌しております総務課のほうでお答えさせていただきます。

初めに、消防団秋季点検の意義につきまして、火災多発期を迎えるに当たりまして、人員、姿勢、服装及び礼式の点検並びに消防自動車の器具点検等を行い、厳正な規律の下、迅速で的確かつ秩序ある消防団の運営及び団員の士気高揚を図ることを目的としております。

昨年、秋季点検につきましては午後に実施されておりますが、消防団員につきましては午前中から点検の準備に従事しております、一日がかりの行事となっております。

また、消防担当課であります総務課及び役場職員で構成されております本部班員が秋季点検に参加する必要が生じるため、しんとう・村づくり祭の役場職員スタッフの従事者が減少することにもなります。

また、団員もしんとう・村づくり祭の参加者などを兼ねている方もいらっしゃることから、運営にも支障が出かねないという心配がございます。

そういった中で、今までと同規模の消防団秋季点検を実施することになりますと、役場東側駐車場と同程度のスペースを確保することが必要となっております。

このため、しんとう・村づくり祭の会場において榛東村消防団秋季点検を同時開催することにつきましては、スペースの確保、来場者及び団員の安全面の確保、そして職員体制なども考慮すると非常に難しいと考えております。

なお、消防団の活動内容を村民に広く周知する方法の一つといたしましては、しんとう・村づくり祭会場内に日頃の活動内容を周知するためのブースを設けるなどが考えられますので、今後、消防団本部等にも相談していく予定でございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは消防団員の士気高揚のためにも、いろんな形で消防団の役割や、どうしてもこの村には必要だというところを、行政としても目に見えて分かるような仕組みづくりをよろしくお願いいたします。

そして、まずは昨年行われましたママフェスとエコフェスタの同時開催は、私が思うには大変大成功だったと思います。今よく使われるコラボ、いわゆる協力、協働、同時開催が可能な事業はそのように進めて、まずは経費の削減、相乗効果も期待されると考えます。村民の声を拾って、新しいむらづくりの方向を示していただきたいと思います。

次に、障害者支援についてです。

平成25年からスタートした障害者優先調達推進法、本村の調達方針の策定や障害者就労施設等へのサービス、物品の発注など、現在どのようになっているのかお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 村としての取組についてお答えさせていただきます。

榛東村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定しておりまして、今年度につきましても策定次第、庁内に周知する予定でございます。

過去の購入実績につきましては、災害用備蓄食料、Tシャツ、花の苗などを購入しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 毎年、障害者就労施設等からの物品等の調達目標などを定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することが義務づけられております。

その中で、群馬県でもその目標額が毎年さらに更新されております。自治体でも調達実績を上げる努力をすべしとなっているようですが、本村の今後の取組についてお願いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 群馬県が障害者就労施設等で提供できる物品及び役務の一覧を公表しているため、そちらについても庁内周知を図っていきたいと考えております。

該当する物品等の発注を検討する際には検討材料の一つとしてもらいまして、全庁的に調達の推進に努めていきたいと考えてございます。

今年度の榛東村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し次第、村のホームページにおいて公表する予定でございます。

また、ほかの市町村がどのような物品及び役務を利用しているかを調査し、榛東村としても対応できるものがあれば検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 私も毎年、ささえの家で栽培しているマリーゴールドの苗を頂いております。市場よりも安くて、たくさん植えられるのでうれしいです。

また、先日、ある就労支援施設のお話を伺いました。そこではブロッコリー、タマネギ、枝豆、米などを栽培して、それらを学校給食に納めているそうです。本村も、地産地消を進める上でも、農福連携事業の推進も視野に入れてはどうでしょうか。その上、就労されている方も働いた分給料に反映されるので、張り合いが持てるのではないのでしょうか。

なかなか自治体で取り組むのは難しいとされておりますが、その仕組みづくりをぜひ進めていただきたいと思います。

なお、先ほどの村外施設に通われている方は榛東村民です。会計面からも村内循環を期待したいと思えます。

なお、障害者が働きやすいようにサポート体制の構築も必須です。また、施設に通われていない、就労したいという障害者の就労のあっせん窓口もつくっていただけたらと思います。

最後の項目です。野良猫対策についてです。

この質問も過去に私、2回行いました。今年度も残念ながら予算の計上はされていませんでした。広域も行っている猫の去勢・不妊手術費補助事業について、本村の考えをいま一度お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 本件につきましては、令和3年第4回定例会、それから令和5年の第3回定例会において質問をいただいております。

答弁といたしましては、実際に猫を飼っている方のほとんどは自己負担によって当該手術を実施されている状況が見られるということから、野良猫削減対策としての直接的な効果の検証が困難であるということから、他自治体等の状況を研究していきたいと答弁をさせていただいております。

この間、他の自治体の状況を確認してまいりましたところ、県内実施団体数は35団体のうち21団体で実施をしております。近隣の吉岡町につきましては、令和5年度に125件の事業実績があったと伺っております。事業の効果につきましては、吉岡町では将来的には野良猫減少対策につながるものと考えているということでございました。

そのほか、公益財団法人によるボランティアやNPO法人による保護猫活動を通しまして、手術後、猫を元に戻すTNR活動を実践しているところもあるようですので、動物愛護の考え方や財政状況を踏まえまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは野良猫減少対策を、近隣市町村を見て取り組んでいただきたいと思っております。

先日も全く面識のない方から、ぜひ榛東村でも猫の手術費の一部補助をしてはどうかと言われました。聞くところによりますと、そのお宅に子猫が迷い込んで、かわいそうなので飼うことにしたそうです。飼うからには、子猫が増えると大変なので手術を受けさせたとのことでございます。やむを得なく飼うことになった方への補助事業でもあります。

猫には罪がないのですが、やはり数を減らすことが人にとっても猫にとってもいいのではないのでしょうか。望まれない妊娠により生まれた猫を減らすことで殺処分を減少させ、猫に起因する被害等の防止を図り、もって良好な生活環境を保持できると思っております。

ぜひ、近隣自治体でも行われている猫の去勢・不妊手術費補助事業を再度検討していただきたいと思っております。

以上で私の今回の一般質問は終了いたします。傍聴にお越しの皆様、長時間にわたりお疲れさまです。ご帰宅の際にはお気をつけてお帰りください。また午後も、また明日も一般質問はございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、7番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時7分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問順位3番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 皆さん、こんにちは。榛東村の地下に新幹線の駅を建設したい齊藤将史です。

よろしくお願ひいたします。

お昼を食べておなかが膨れたということで、眠くなるかもしれませんが、気合いを入れて質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、ちょっと遅れましたが、前回の榛東村の予算審査、執行の皆さん、大変お疲れさまでした。議員の皆さんもお疲れさまです。

前回の予算審議、予算内容に関しては、皆さんもご存じだとは思いますが、大体、国あるいは県、そちらのほうの意向に引っ張られるような形で予算がおおむね決定されて地方に下りてきます。大体、その地方の予算の歳入に関しては、自主財源、特定財源、特別財源というような形になっています。特定財源に関しては、皆さんもご存じのように資金使途が決まっているもの、要は使い道が決まっているものですから、これは誰にも動かさない、そういう予算の内容になります。

あとは自主財源。自主財源の中身にも、取りあえず交付税法に基づいた交付税、地方交付税交付金というの也被まれていますので、そういったところはある種、特定財源の形になっている部分というの也有ります。

実際に地方自治体というのは、国や県が定めた方針に沿って、それに従って、後づけで行政が動いていくというようなことは致し方ないというふうに皆さんが考えているように、私自身もそういうふうに考えています。あとはどのように予算を、これはタイムラグ、入ってくることを決まっています、資金使途も決まっているが、その使うタイミング、それによって地方の裁量である意味動かせる資金、要は民間の法人でいえば自転車操業というようなところにもならなくはないんですが、その辺はうまくやっているといるというふうに私は前回の予算審査の段階で見てとれました。

実際、銀行のときに、私自身は執行の側と、あとは議員の側、両方の立場を経験しています。執行の側でいえば、財務省のMOF検。財務省、金融庁ですね、今は。そちらのほうの検査。あるいは日銀考査と言われるもの、そういったものの受検があります。そのほかには、上場企業ですから株主総会、こういったものは出資者の審判を仰ぐというような形になります。

そういったものは執行のサイドで、議員のサイドとしては融資審査なんですね。当時の金融機関でするので、お客さんから融資の申込みがあればそれを審査すると。そういった内容が議員の立場での審査というふうなことになると思いますけれども、いずれも大体見るべきところは決まっておりますので、ほぼそれほど時間がかからない。

こういった作業は私は大好きなんで、ものすごく気合いを入れてやりますけれども、大体問題は、先に言ったように決まっている資金使途があつて、それを資金繰りでどのように動かして、自分たちの、あるいは首長の意向に沿った形での予算編成をしていくか。私がもし首長であったとしても、内容的には全く変わらない、ほぼ同じ。新幹線の駅を建設するという事業自体が動いていたとしても、内容はほとんど変わらないというようなことになるだろうとは感じています。

ある議員から以前、地方自治体の健全性についてどんな指標があるのかというのを聞かれたことが

あります。そのときは、ちょっと議員には大変恐縮なんですけど面倒くさかったので、ありませんというふうには答えました。ただ、地方自治体も法人ということになりますので、一般的な法人の資金繰りの内容、そういったものを考えれば、全く危険性の指標というのが同じく使えるのですが、榛東村の事業規模からいくと、大手の地方自治体の、大手の法人の健全性を測る指標は使えないといっても過言ではないというふうに私は感じます。

一つ断言できるのは、資金繰り自体はキャッシュフローを見てやれば、どういうふうな形で使われ、どういうふうな動きでということ、それをチェックする。それによって榛東村の財政の健全性が内容的には大体分かってくるだろうというふうには感じます。

今回の質問の内容に話を戻しますが、今回の質問の内容は、1、道路の寄附の受入れについて、2、橋梁の管理について、3番目、村の職員・教員の働き方改善の取組について、この3点を挙げました。

皆さんもご存じのように、道路というのは公共性あるいは経済効果、地域の住民の利便性、こういったことを総合的に考えて、通常であれば土地の収用から始まって道路が建設されていくものになります。

私が知る限り、銀行員のとて、私が知る限り住宅ローンという形で物件を年間数十件、取扱いとしては店全体、営業店1店舗で大体、申込み自体が数千件で取り上げられるのが数百件ぐらいに、これは営業店規模にもよりますけれども、そういった形で現地調査をやります。その過程で、土地の形状だったり不動産の構造だったり、要は建物の構造だったり、そういったものをしっかり把握し、結局ローンの担保という形で抵当権の設定、あるいは根抵当権、根抵当権はないですから普通抵当権という形で設定をされます。

その段階で、私が見る限り、過去に見たケースでは、公共事業体がある分譲地、複数件にわたる戸建ての建物、あるいは複数棟建っているマンションの敷地の中の道を寄附という形で受け入れている自治体は、私の記憶の中にはありませんでしたので、この質問を設定しました。

(1) 番の質問になります。

直近10年間で道路の寄附の受入れ件数とその経緯、理由はまた後で質問しますので、今回の場合その経緯は何なのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまご質問ありました過去10年間の寄附件数等でございます。

初めに、過去10年間での寄附件数につきましては、52件の寄附を受けております。この中で、公衆用道路地目ということで受けたものが25件ございます。

経緯につきましては、こちらの25件につきましては、先ほど齊藤議員のお話のありました開発等で整備をされた道路、民間開発事業者が造られた道路等で寄附を受けたものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、その受け入れた理由については何ですか。回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） こちらの受入れをさせていただきました道路につきましては、開発時に村と協議をさせていただいた中で、公共性並びに使用される方が複数、個人の方がお一人で使う道路ではないという、複数の第三者等が利用される道路で、利用されることが考えられる道路ということで、開発時に協議をさせていただいたものを引受けをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今回の物件に関して、現地調査という形で2件ほど見ましたけれども、土地の形状が袋地という形状になっています。買物袋なんかを想像してもらって、入れる方向が一方で、あとは丸く袋とじになっているという、ああいう形状を袋地というふうに呼びますけれども、ああいった形状の土地に造られた道というのは、主要道をつなげるような公共性の高いような道路ではないというふうに判断されるケースがほとんどになっています。

つまり、地域住民の私的な利用に即するために、利用されるために造られた道路というふうな認識が高いんですが、その公共性については、どの程度の公共性を考えてああいった袋地の、言わば私道という分類に私は入ると思うんですけども、そういう私道を寄附の対象として受け入れたのか、その辺のところをもう一度明確に回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまご質問ありました袋小路の道路でございますが、複数の方が利用される道路ということで、面する件数が、複数の件数が利用される道路ということで、開発の段階で寄附等の内容についても協議させていただいたものを引受けをさせていただいている状況でございます。仮に1件等であれば、引受けは行っておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 複数件というのを強調しておりますが、見たところ多くて5、6件。分譲地という形で10件以上あるいは20件、それ以上というような、そういった物件であれば、あるいは、先ほども申し上げたように、集合住宅が何棟も建っている土地に造られたある意味私道、そういったも

のを寄附として受け入れるのであれば理解はできますけれども、たかだか、こういう表現が正しいかどうかは分かりませんが、たかだか5、6件ぐらいの住宅が建っているところの道を寄附という形で村道として受け入れる、これに関して、私はちょっと疑問を感じずにはられません。

では、次の2番の質問に移ります。

現在、税金納付において物納、これは動産、不動産限らずですが認めているのかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 早川税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） 税金の納付について、物納を認めているかどうかのご質問ですが、本村では物納によります納税は認めておりません。

国税通則法にも、国税を納付しようとする者は、税額に相当する金銭に納付書を添えて納付しなければならないと定められており、許可があった税のみ物納も可能とされております。

数ある国税、それから地方税合わせましても、物納が認められているのは国税であります相続税のみと、そのように認識しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 以前は、納税に対して物納というのが結構許されておりました。ですが、バブル崩壊後、物納という形で国あるいは地方自治体が受け入れたとしても、管理コストがかかってきます。これは先ほども、道路に対して寄附を受け入れたというのは、ある意味費用のつけ替え、こういったことにほかならないというふうに私は思っています。

つまり、個人が支払うべきコストを地方自治体が肩代わりする、こういったことにほかならないように私は感じてこの質問をしているんですが、過去の私の経験とそういう状況を考えると、物すごく不思議でならないですね。

税金でさえ物納を認めず、その後にかかるコスト自体をかからないようにカットするために物納を受け入れないというような状況にしているのにもかかわらず、地方自治体が道路の管理コストを肩代わりすること自体がものすごく変です。

次の（3）の質問に移ります。

近年において、国や地方自治体は資産の圧縮を図っておるんですが、皆さんもご存じのように、国においては過去において国鉄の民営化ですとか、あるいは電信電話公社の民営化、あるいは郵政の民営化、道路公団の民営化等々を行っています。

地方自治体においては、大きな都市であれば医療機関、病院等々があった地方自治体は、そういったところを統合するような形で減らしていたり、あるいは小・中学校等もそれに該当すると私は思います。つまり、コストが幾らかかってもいいのであれば残しておきます。それは行政サービスの一環

として、近くにそういった病院、学校等々があれば便利だからであります。がしかし、そういったものはコストの面からいって統廃合をされている。

そういったことを考えると、村では道路資産の増額を考えているというふうに見えてくる。私にはそういうふうに見えるんですね。国や地方自治体の大きな地方自治体は公共財の圧縮を図っているのにもかかわらず、小さな地方自治体である、予算もそれほど大きくない榛東村という地方自治体が逆に資産を増やしているということはどういうことなのか。それはなぜなのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 道路資産を増やしているというご質問でございますが、村としましては、道路の新設や拡張工事、公共施設の整備等を行う場合に、新たな用地の確保を必要とする場合には用地取得等を行うもので、使用用途、必要性のない土地を取得するということは考えておりません。

また、寄附のお話がそれに関連するものかと思われませんが、公共用の道路となっているものの寄附を受けているものでございますので、むやみやたらと資産の増額に対応するというものではないと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、4番に移ります。

今後、道路の寄附案件が発生した場合ですが、適格条件を満たしていれば際限なく寄附を受け入れるつもりなのか、公共財を増やしていくつもりなのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 寄附の適格条件等を満たしていればというご質問でございます。

寄附の申出の相談を受けた際の受けるために必要な条件について、条件が調っていれば受付を拒否することはできません。

受付をする場合には、主に宅地分譲などで整備された道路であり、これらについては分譲工事が実施される前段で村の開発審査委員会に開発計画を提出いただき、内容を審査し、進められることとなっております。

また、開発委員会においては、道路計画がある場合は、道路用地を将来接道する住民や開発事業者が管理することとなるのか、道路の取扱いにより指導が異なっております。

村に帰属する場合にあっては、公共施設及び用地の帰属並びに管理について、開発行為に伴って築造された公共施設及び用地の帰属並びに管理は、村長と協議を行った上、工事完了後、検査後速やかに行うものとなります。

土地の帰属につきましては、工事完了後の検査、登記の嘱託書類を村長に提出していただき、所有権移転登記等の完了をもって帰属するものとなりますので、この際にもろもろの調整を寄附希望者と調整させていただくものとなります。

なお、開発事業等が行われて寄附を受ける場合にあっても、公共施設の引継ぎ後1年以内に補修等が生じた場合には、開発事業者の責任において修繕する等の指導も行っております。

以上のように、条件について協議・指導することとともに、対象物件について必要な調査を行い、当該財産に所有権以外の権利が設定されている場合等、また、特別な義務が附属しているときは、これらを消滅させた上で必要な措置を取っていく形となります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） さっきの回答の中で、いわゆる不具合が1年間の間に発生した場合は業者にその不具合を改善してもらおうというふうなニュアンスの話がありましたが、瑕疵担保特約というふうに私は受け取っておりますけれども、その瑕疵担保特約の契約期間に関しては1年という形になっているということなんですか。回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 事業が完了した後、公共施設の引継ぎを行って1年後ということで、瑕疵担保という表現が正しいかどうかについてはお答えをちょっとできない状況で申し訳ございませんが、1年以内に不具合、隅切りのところにクラックがあるとかそういった部分が生じた場合については、その事業者、寄附者において修繕をしていただくようお願いするというものになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） これについての質問はこれで終わりますけれども、最後に確認のために。期間は1年ということで認識はいいんでしょうか。回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 寄附を受ける段階で完了検査等をさせていただきまして、その時点で不具合のあるものは当然直した後に寄附をお受けさせていただき、その後1年間の間に新たな不具合等が生じた場合には、そこを修繕していただくという考え方でおります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、次の5番の質問に移ります。

道路の寄附の受入れ、これに関しては、先ほどの適格条件等々の内容に漏れてしまう、その適格条件に合わないということであったとしても寄附をしたいという人がいると思います。そういった人と受け入れてもらえた人、そういった人の間で不公平感というのが出てくる可能性があります。

そして、何度も、先にも言っておりますが、費用のつけ替え、個人が支払うべき費用のつけ替えを、榛東村が肩代わりでかかる費用を負担しているというような、肩代わりして請け負うような形になりますので、そういった2つの観点から、ほかにもいろいろあるんですが、榛東村のこういった道路を際限なく受け入れるというような形になった場合に、何度も言いますけれども、このような小さな規模でキャパシティを超えないのか。

現在の道路財源、私には榛東村の村道を見る限り足りているというふうには思えませんので、増えていった場合に補助金全額でカバーできるのかどうか、自主財源を使わなければ保守も点検もできなくなってしまうのか、こういったことを危惧しています。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほどの議長の特定の業者というのは、どの法律に基づいた話の内容なのか明確に答えてもらいたい。回答を。

○議長（生方勇二君） その回答に答えるあれはございません。

〔「じゃ、法律の裏づけ。議長、議長」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 副村長。

暫時休憩といたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ただいまの4番の質問ですけれども、質問は執行に対してするものでありまして、議長は答弁する立場にございません。

4番の質問を続けます。

4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ちょっと茶々は入りましたが、質問を。

つまり、村の財政を圧迫していくのではないかという、そういう話になります。この問題に関しては、ちょっとナーバスというか、そういった面も含まれておるんですが、結局、敷設工事業者が絡むということになれば、もし仮にですよ、その道路の件数自体を増やしていく、総面積を増やせば、それは最終的には道路工事業者にとってはメリットが大きくなるわけです。

要は、個人で費用負担をせずに公共で費用負担をすとなれば、不具合が生じた場合はある意味必ず工事をしなければならぬということになるわけです。つまり、道路面積が増えれば増えるほど、業者にとってはメリットが大きくなるということです。

こういったケースの問題で特に言われてくるのが、背任ですとか特別背任と言われる刑事罰、刑法に基づく刑罰というのがあります。そういったことを考えると、安易に道路の寄附を受け入れるべきではないというふうに私は考えておりますので、今後は受入れ自体を中止するか、その辺のところを考慮に入れたほうが良いと私は考えています。私が首長だったら、少なくともこういった案件は全部断ります。

ということで、回答を求めたいのですが、こういった不公平感の助長、あるいは村の財政の将来的な圧迫、こういったことをどのように考えているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまの齊藤議員のご質問ですが、その前に、質問の中にございました行き止まり道路の寄附を受ける、受けないのところのご回答を付け加えさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

榛東村以外の町村での行き止まり道路の寄附、これにつきまして近隣の市町を確認させていただいたところ、吉岡町、渋川市、前橋市、高崎市、いずれの市町におきましても、行き止まりの道路の開発で作られた道路につきましては寄附の受け入れをしているということで確認をさせていただいております。

質問のほうの回答を付け加えさせていただきたいので、お願いいたします。

また、不公平感の助長等でございますけれども、公共施設としての道路として寄附された道路用地について、寄附受納意向につきましては、住民サービスの一環、公共施設の利便性の向上、公共施設の永続的な使用のために必要となる維持修繕・管理は村が行うことは責務でありますので、これをもって財政の圧迫等とは考えておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 答弁させていただきます。

先ほど、南村政になって寄附がというお話がありましたが、道路のほう、過去10年間で25件寄附を受けております。平成27年が2件に始まって、平成28年が2件、29年2件、平成30年は4件、令和元年1件、令和2年1件、令和3年3件、令和4年5件、令和5年5件ということで、合計25件となっております。

南村政になってから寄附を受け付けたという事実関係はございませんので、要綱にのっとって、要綱のしっかり条件が整備されていれば道路として受け付けているということをご承知おきいただきたいと思います。

なお、先ほど建設課長が答弁したとおり、公共の施設として受け付けているのであって、ほかの町村は受け付けていないというところだったんですけども、そこについても今は公共施設として受け付けていると。受け付けるときには、しっかり整備したものを寄附していただいて、その維持管理については、長い間できるだけ修繕等がかからないような条件も設定して寄附を受け付けさせていただいているところがあります。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） いろいろ誤解をしている部分が多いので、訂正しようかなとは思いますが、一つ、村政が替わって受け入れたというようなことは一言も言っておりません。以前から受け入れていたということは知っていますが、その辺のところはちょっと誤解があると。私はそういうふうには質問はしておりません。内容的にですね。

あと、他の自治体が受入れをしていると、寄附を受け付けているということは強調はしてありましたけれども、要するに規模の問題です。予算規模がどの程度あって、どの程度受け入れればというのは、多分計算はされていないとは思いますが、その辺のところも加味して、私は再三にわたって小さい規模の自治体なのだからというふうなことは言うっておりますので、その辺のことを加味して、私だったら、私が首長だったらこういった案件は受け付けませんというふうなことを言っただけです。

その辺のところは誤解がありましたけれども、この件に関する質問は以上になりたいと思います。

次の質問に移ります。

橋梁の管理についての（1）番ですね。現在、村にある橋の数と、そのうち村の管理している橋の数はどうなっているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 村内にごございます橋梁の数ということでありますけれども、これの中には検討にかかっている、県が管理している橋が20橋。また、水道管等でごございますけれども、県央第

一水道等で使っている橋等もございます。これが13橋。あわせて、村以外のものが33橋。そして、村の管理する橋については、144橋の橋を管理している状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） その橋のうち、生活に関わる社会インフラが備わっているものに関してはそのくらいあるのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 上水道につきましては、河川を横断している箇所は71か所あります。水道管は橋梁に添架しておらず、水道管を独立して架橋するパイプビーム形式となっております。

令和5年3月の水道法施行規則の改正によりまして、水管橋についてはおおむね5年に1回以上の目視等による点検を行うこととなりました。本村においても、当該規則に基づきまして、令和10年3月までに定期点検を実施する予定でございます。

次に、下水道ですが、公共下水道のマンホールポンプは特定環境保全公共下水道を含めると10か所ございます。河川を横断している箇所は2か所ございます。

農業集落排水施設のマンホールポンプは、長岡地区、広馬場地区を合わせて23か所あります。河川を横断している箇所は9か所となっております。

また、寒波や台風、地震などがあつた際には、これまでも水道施設や管路の臨時点検、パトロールを実施しております。河川を横断する上下水道管にも留意しながら、今後も臨時点検とパトロールを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 最近、地震が多くなっています。かつ、地震が同じ地域で頻発したり、あるいは双子地震というような地震も発生しています。関連性がないにもかかわらず、同程度の大きな地震が発生してきていると。そういうようなことになってはいますが、ある程度の地震に対応できるような保守管理がされているというふうには考えておりますが、（2）番の保守管理状況、①から③番までありますけれども、これはどのような、①番が村管理の橋、②番が村管理以外の橋、③番目が上記①②の管理上の相違はというふうな質問の内容になりますけれども、これに関しては執行の皆さんの回答しやすい内容で結構ですので、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございます。

榛東村では、榛東村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、先ほどご回答させていただいた144の橋の管理を行っております。こちらの橋につきましては、道路施工法規則に基づき、5年に1度の定期点検を行い、管理を実施しております。

また、県道に架かる県管理の20の橋は、県が定期点検、保守管理を行っております。

水管橋につきましても、13橋それぞれの管理者により定期点検、保守管理を行っております。

なお、建設課の管理物件では、点検を行った結果、補修の必要性が高い箇所は計画に基づいて補修を行っております。

村管理以外の橋につきましても、それぞれの管理者が保守点検、管理を行っており、状況は管理者ごとに確認をするものとなっております。

なお、道路につきましては、群馬県橋梁点検要領に基づき管理を行っているため、県と村での管理の相違はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 昨今はいろいろなことがあります。地震の話先ほどしましたけれども、もう30年以上前から東海・東南海・南海地震が発生する確率が云々というふうなことが毎年毎年言われ続けています。

30%だ、70%だというふうなことを言われていますけれども、そろそろそういった大きなプレートですか、プレートの接合部が動く時期がどんどん近づいているんだらうなというふうには感じています。

その上で、今老朽化している橋の修繕、架け替えの予定というのはどのようになっているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 橋の建設や架け替えに要する費用であります。こちらについては大きな建設予算が必要となるため、橋梁の建設コスト縮減の一環として橋梁の長寿命化を図るとともに、毎年の維持管理予算の平準化を図ることで進めており、榛東村橋梁長寿命化修繕計画に基づいて修繕する箇所に優先順位を設け、定期的に修繕を行っておるところでございます。

今後につきましても、費用負担に偏りが出ないように、定期的な修繕を行う予定でおります。

なお、本年度においては、修繕工事を1橋、補修設計を1橋計画しております。また、次年度以降につきましても、国の予算の動向を注視しながら、計画に基づき定期的な補修に努め、将来的な支出の縮減に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、3番目の質問に移ります。

村職員、教員の働き方の改善の（1）番、現在の残業時間の平均値というのは計算はされていないと思いますので、それに近いものが出ているのであれば回答してもらいたい。それで、目標値があるのかどうか、設定されているのかどうか。残業時間の目標値ですね。それについて回答を。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 答弁させていただきます。

令和5年度の村職員の残業時間数につきましては、1人当たり月平均約15.9時間、年平均約191時間となっております。

残業時間の目標値ということでございますが、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴う臨時または緊急な事案以外、1か月において時間外勤務を命ずる時間は45時間、1年間において時間外勤務を命ずる時間につきましては360時間と定められております。

こちらにつきましては、労働基準法第36条第4項に準じた規定となっております。

現在、具体的な目標値は設定してございませんが、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進のためにも、この時間を超過することがないように各所属長がマネジメントを発揮し、職員一人一人の事務量について考慮しながら業務改善に取り組んでいきます。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 教員については、私のほうから答弁させていただきます。

教員は学校に滞在した時間を記録しておりまして、その時間から正規の勤務時間を差し引いた時間を時間外勤務時間として捉えています。

月による差、個人による差も多いことをお含みいただいた上で、数字を申し上げますと、令和5年度の実績で、村内小・中学校の月間の時間外勤務の平均は30.4時間です。令和3年度は月39.2時間、令和4年度は月平均36.4時間ですので、時間外勤務時間は減少傾向にあるというふうに捉えております。

目標値については、特に設けておりません。教員が心身ともに健康で、子どもと向き合い、教育の質を維持向上することを目指して業務改善に取り組んでおります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 昔、私が社会人になったときだというふうには記憶しているんですが、ある意味、学校自体の土曜日が休みになるだとか、あるいは休日の働き方改革というのが30年以上前からずっと言われて、子どもが休みであれば大人も休みにならなければいけないということで、週休2日制が導入されたりとかというような経緯を踏んでいるというふうに、私は過去をつらつら考えるにそういうふうな経過をたどっているふうに考えていますけれども、結局はその時期から少子高齢化というふうなことが言われ始めて、働き過ぎだということであまり、日本人は働き過ぎだというふうなことをよく言われていて、国際通貨基金（IMF）だったり、あるいは国連の統計の中で、生産性が日本は低いというふうなことはよく言われていました。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員、時間です。

○4番（齊藤将史君） では、これが最後になります。

○議長（生方勇二君） 時間です。

○4番（齊藤将史君） じゃ、ここで終わりにしたいと思います。

○議長（生方勇二君） 以上で、4番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時11分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位4番飯塚久夫議員の一般質問を許可いたします。

1番飯塚久夫議員。

〔1番 飯塚久夫君登壇〕

○1番（飯塚久夫君） こんにちは。1番の飯塚久夫です。

一般質問に先立ち、前回の3月の一般質問において私の誤った発言、不適切な発言があったことをこの場を借りて改めておわび申し上げます。

傍聴席の皆様、本日はお忙しいところ傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。時間の許す限り傍聴してください。

さて、私の今回の一般質問は、空き家問題について、水道管の交換時期について、中小農家（認定農家外）への支援について、最後は部活動の地域移行についての4問です。

まず、第1問の空き家問題について質問させていただきたいと思います。

空き家とは、国のガイドラインによると、1年間にわたって使われていないことと定められております。人の出入りや水道、ガス、電気の使用状況を目安として自治体が判断することとされています。

少子高齢化や核家族化により全国的に空き家の数が増えており、大きな社会問題となっています。

国の施策としても、その空き家の倒壊等、保安上危険となるおそれがある状態、特定空家は、税制の優遇面が除外されるものです。国はその法によって、できる限り空き家をなくすように努力しております。

それでは、1番目として、空き家の所有者に対しての対応について、村の対応をお聞かせください。

以後は自席にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、空き家の用途についての内容ですが、空き家の用途について、所有者にその権利があること、同様に、空き家の適正な管理についても所有者にその責任があります。そのため、村では適正な管理がされていない空き家や倒壊の危険性がある空き家の所有者に対し、文書により所有者の責務について通知し、適正管理を依頼しているところでございます。

また、遠方に居住している等で管理が困難な所有者に対しては、群馬県住宅供給公社の空き家管理事業者情報提供制度の紹介等、情報の提供も行っております。

以上のような対応によっても改善が見られず、また、周囲の環境に影響を及ぼすおそれのある空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する管理不全空家または特定空家として認定するための検討を行うこととなります。

管理不全空家として認定されれば、所有者に必要な措置を取るよう求めるための指導、勧告等を行い、勧告がなされた場合、空き家が所在する土地の固定資産税、住宅用地特例が解除されることとなります。また、管理不全が改善されず状態が悪化したために特定空家として認定した場合には、先ほど議員の質問の中にお話がありましており、税制面での優遇措置が解除されることとなります。

このため、所有者に対しては助言または指導、勧告、命令等の手続を順次経て、最終的な行政代執行による除却等が考えられます。

なお、代執行により除却した場合であっても、当然ながら責任は所有者にあるため、除却に要した費用等は所有者から徴収することとなります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

空き家というのは、解体するときの費用面とか、いろいろな面で所有者にとっては大きな負担となっています。村の執行にお願いしたいのは、村内にも空き家が何軒というか、何十軒というふうに見られます。そのものが倒壊等すれば、その家でなくてほかの家にも害を及ぼす場合、もしかして通学路にあって、たまたまその通学路のところで家が倒壊する等のおそれがある場合には問題があります

ので、その管理には、申し訳ないんですけども週に1回ぐらいぐるぐる村を回って、空き家の管理状況を見てもらいたいと思います。

次の2番目の質問に入りたいと思います。

村が解体するときに、解体時の費用を負担する制度があると聞いております。それについて質問させていただきます。

現在、村には解体時の補助金として上限で50万円の補助金があります。しかし、その補助金をもらうについては、その建物を壊して更地にして、その更地の跡に家を造らなければならないという条件があります。

村民の方が補助金をもらいに行ったときに、その条件を聞いて、もう既にほかの地域に居住しており、また、息子たちも既に違う地域に家を建て生活している、何でそのような条項があるのか、それはおかしいのではないかという私に要望がありました。

一応、その条件についてですけども、支援についてご説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございます。

本村の空き家等解体費用の補助金等の対応でございますが、補助金の交付要綱に示された要件を満たした場合に補助金の交付となります。

補助金としては、除却補助金、空き家リフォーム補助金があります。どちらの補助金も目的とするところは、定住を促進することを目的としており、これに基づき制度設計が行われております。

定住期間につきましては、10年以上としております。

なお、除却補助金では、1年以内に除却跡地に新たに戸建ての住宅または併用住宅の建築工事に着手、基礎工事ができた段階ですが、この段階において補助金が交付されます。

いずれの補助金も移住・定住の促進につながる施策として考えられたものでございますので、更地にした状態での補助金というものではございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 分かりました。それは村の執行の言い分かなと感じております。

私、一回聞いた話で言うと、もう既に家を造っているのにまたそこに家を造るということは、セカンドハウスを造るのと同じではないか。そうであれば、一番簡単なのは、そういう補助金を使わないで自分の自己資金だけで空き家を解体すればいいんですけども、当然、補助金があるんならばもらいたいというのが人間の心情だと思っております。

この条項については、村の執行の言い分も分かりましたけれども、村民の中でこの条項はおかしい

と知っている人がかなりいると思います。そうすれば、執行側としても、村民が、その撤去というか、その条項を取り外していただきたいという要望があるならば、村民の声を聞いて検討する必要があると思います。検討をお願いして、この質問を終わりにします。

次、3問目に入ります。

村はこの空き家対策についてどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 空き家の問題そのものですが、こちらにつきましては、本村はもとより全国全ての自治体に共通する課題であると考えております。

国において施行された空家等対策の推進に関する特別措置法においても、「空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進する」とあります。

本村では、この特別措置法の施行に基づき、平成30年3月、榛東村空家等対策計画を作成しております。対策計画においては、空き家等対策の基本的な方針として、空き家等の発生抑制、空き家等の利活用の推進、管理不全状態の空き家等の解消、空き家対策推進に向けた体制の整備を示しております。

また、空き家等は所有者等の財産であり、この管理の第一義的な責任は所有者にあることから、適切な管理を促しております。このため、所有者等への管理意識の啓発、所有者等以外による適切な管理の支援、解体・除却のための支援施策を行っております。

具体的なものでは、先ほど答弁いたしました2種類の補助金の活用による空き家解消のほか、他事業ではありますけれども、地籍調査においても境界立会いに来られた遠方の所有者の方に空き家バンク制度の案内を行うほか、広報紙や回覧による村内住民への周知、村ホームページによる村外への情報提供を行っております。

なお、平成30年度から令和5年度までに除却補助、リフォーム補助により実施された解体、リフォーム等は33件となっております。

引き続き、空き家等の利活用が図られるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

先ほどの件でちょっと付け加えさせてください。

家を造るという条項があるのは、私が知っている限りは本村だけです。確認しましたら、吉岡町も解体時は50万円を上限として補助しております。それには、条件としては解体費用の4分の1の上と

か、そういう条件はあるらしいんですけども、そこに新たに家を造るという条項は入っていないそうです。また、高崎市においても、その条項は入っていないというふうに聞いております。その辺、何度も言うようですけども、再度検討をお願いいたします。

また、空き家というのは、遠方にいる方は、台風とか地震があると前住んでいた私の家は怎么样了らうかと心配でならないそうです。執行の方にも、お忙しいところ申し訳ないんですけども、所有者のほうに対しての連絡を密にするとかして、1軒でも多く空き家が減ることをお願いいたします。

次、2番に入ります。

2番目としては、水道管の交換時期についての質問です。

水道管の交換寿命は40年とされています。全国において交換時期が来ている水道管が多く、それが問題となっているそうです。能登半島地震においても、水道管の老朽化による破裂とかが見られ、住民に大きな問題となっております。

水道管は、インフラの中においては最も重要なものであり、一刻も早く復旧させることが必要なものです。能登半島沖地震において、5月の中旬の報道番組においては、まだ水道管が復旧せずに断水状態になっている家が4,500戸ぐらいあるとの報道もあります。水道管は人間の生命に関わるものがありますので、十分な配慮をお願いしたいと思います。

まず、第1問に入ります。

交換が必要とされる水道管はどのくらいありますか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 先ほど飯塚議員がおっしゃいましたが、水道管の法定耐用年数は40年とされています。布設から40年を経過した水道管の榛東村の延長は、令和5年度末時点の数値となりますけれども、約2万8,200メートルとなります。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） はい、分かりました。

それでは、2番の質問に入ります。

それはどのような計画をしておりますか。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 管路更新計画を令和4年度に策定し、令和5年度から着手しております。

令和6年の3月の定例村議会で波多野議員さんの一般質問のときに答弁をいたしました。老朽管の更新計画期間は40年とし、布設替えが必要な送水管、配水本管、口径75ミリ以上の配水主管は8万9,550メートル、更新に係る総事業費は62億円を見込んでおります。

なお、先ほど答弁しました耐用年数を経過した水道管は、この更新計画の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

それらの老朽化した水道管を交換するには62億円かかるとか今答弁がありましたけれども、その財源はどうなんでしょうか。自主財源であるのか、それとも利用者負担も考えているのか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 先ほどの答弁でもお答えしましたが、管路更新計画では総事業費が62億円かかり、単年度の工事予算額を1億5,500万円と計画しております。企業債を50%充当しても、毎年7,750万円は上水道事業の費用負担となります。

利益剰余金が令和5年度末で約5億円ありますが、現在の収支状況では、令和14年度には資金が不足する可能性がございます。

令和5年の6月に開催されました議会全員協議会において、当時の富澤上下水道課長が下水道使用料について、令和7年度までに料金改定の検討を始めさせていただきたいと説明をしております。また、上水道について、平成14年度に料金改定を行いました。下水道同様、料金改定の検討は必要と考えております。

なお、全国的に老朽した上水道施設の更新が問題となっております。先ほど飯塚議員がおっしゃったとおりでございます。それなので、本村も会員となっております日本水道協会群馬県支部からも、上水道施設の更新のできる制度について国に強く要望をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） はい、分かりました。

料金改定も考えているそうなんですけれども、それを考えているのであれば、早めに利用者のほうに料金改定をする予定があるということは周知徹底しておいたほうが後々問題が起きないと思いますので、その辺の村民に対しての周知徹底のほうをよろしくお願いいたします。

では、3番目の問題に入りたいと思います。

3番目は、また農家のことを言うのかというふうに思われるかもしれませんが、今回の農家に対しての質問事項は、中小農家（認定農家以外）への支援についてです。

1番、村全体において、中小農家の占める割合はどのくらいか、答弁をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 2020年農林業センサスに、農家とは経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯と定義されております。

農家の中で経営耕地面積が30アール以上、または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家は販売農家といます。また、経営耕地面積が30アール未満、または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家は自給的農家といます。

なお、この調査期日は令和2年2月1日でございます。

この定義によると、榛東村の農家数は535世帯、うち販売農家は224世帯、自給的農家は311世帯となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

今話を聞いていますと、榛東村の認定農家が40軒あるんですかね。ちょっとそれ、認定農家の数は聞かなかったので分からないんですけども、昨年の秋に認定農家に対して1人当たり10万円の支援金を支給したときに、その総額が230万円だと思います。単純計算をすると、23人しか認定農家はいないのかなと思うんですけども、こんな少ないはずはないと思います。

認定農家が仮に40軒あるとしたとしても、中小農家が占める割合というのは9割、村全体の9割が認定農家以外の農家です。逆に言うと、その9割の農家は経営基盤の弱い農家であります。いつ、何かあれば、もう農家を廃業するかもしれないし、そのある土地を売却してしまうかもしれない、そういう農家であると思います。

では、次に、2番目の質問に入りたいと思います。

中小農家への補助金についてですけども、私が知っている限りでは、中小農家に対しての補助金はないと思います。しかし、今言った中小農家というのは、仮に農機具を購入すると、管理機を買ったとしても、3年前ですけども22万かかります。トラクターのローター部分を交換するだけでも60万かかります。また、農家をするために必要なトラクターを購入しようとする、新車の車1台が買えるぐらいの金額がします。それでも農機具購入の際の補助金は1円も出てきません。というか、そ

ういう制度はないんですね。

私は、お願いなんですけれども、そういう中小農家、経営基盤の弱い中小農家、それを守るためにも、村独自の補助金制度をつくったらいいのではないかと思うんですけれども、その辺の回答をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） まず、認定農業者について、47人、現在ですね。6年4月1日現在で47人です。

改めて、お答えします。

中小農家向けの補助金については、現在ございません。近隣市町村の状況を調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

今の回答の中で、近隣の市町村でこういう制度がないのは分かっているんですけれども、榛東村独自として、ほかの市町村に先駆けて、こういう中小農家を守るためにも制度をつくったほうがいいと私は思います。また、中小農家の村民もそれを願っています。

もう一つ加えますと、農機具を購入する中小農家の人は、例えば定年を迎えて土地があるから農家を始めようとする。すると、何の補助金もないから、自分のもらった退職金をその農機具購入に充当しています。老後の生活基盤である退職金をそういう農機具購入に使っているのが現状です。その辺を考えていただき、制度をつくることをお願いして、次の質問に入ります。

次の質問は、村として、この中小農家に対してどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） まず初めに、（2）の中小農家向けの補助金、榛東村は現在行っていないと。近隣市町村については今後調査研究してまいりますということを、飯塚議員、頭に入れておいてください。

（3）についてお答えします。

農家や農地の維持管理については、高齢化及び後継者不足並びに相続による所有者の変更等により、全国的に困難な状況になっていることは承知しております。

まずは維持管理できなくなる前に、農業委員会が毎月20日頃実施している農地相談を通じて農業

委員会へ相談することを所有者の方は検討していただきたいと思っております。

また、人・農地プランで認定された担い手が50名おりますが、担い手の高齢化も既に進んでおります。機械等の補助金や担い手を増やし、農地集積して農地を維持していくような方法について、これから一生懸命研究してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1 番。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

最後にちょっと頼もしいお言葉を聞いたので一安心しているんですけども。

先ほど狩野課長が話したように、この中小農家というのはものすごく経営基盤が弱いし、いつ何どき農家を廃業するかもしれない方が多数おります。榛東村の農家は基幹産業だと言われていますが、今はその基幹産業の地位が危うくなっているのが現状だと思います。どうか村のほうもその辺を鑑みて、中小農家への温かい支援をお願いします。

また、認定農家に対する支援は当然のことですので、それを添えておきます。

次、4 番、最後の質問です。

部活動の地域移行についてです。

これは昨年のこの6月の定例会において、この問題については3年間の移行期間があるから、そのたびごとに質問させてほしいというお約束をしました。それで今回、そのお約束どおり質問に入らせていただきました。

まず、第1問です。

県が指定した実施事業とはどのような活動をいうのか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） お答えさせていただきます。

議員ご質問の事業ですけれども、文部科学省が推進する地域スポーツクラブ活動体制整備事業等の一つで、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業という指定事業です。これは、市町村の地域スポーツの推進体制の下で、コーディネーターの配置を含めて運営団体、実施主体等の体制整備、それから指導者の確保、参加費用負担への支援などに関して実証事業を国が実施しまして、事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進することを目的とした事業で、主に本村では関係団体との連携強化、指導者となる人材の確保と質の保障、運営のための体制整備などに指定を受けて取り組んでおります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1 番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

たしかこの実証事業というのは、たしか県内では本村と吉岡町、玉村町の3町村が指定された事業だと覚えております。3町村の中に含まれていますのでその内容というものが、ほかの町村からその活動内容を見られていると思いますので、よろしく申し上げます。

あと、2番、3番の質問項目があるんですけども、これはちょっと質問が似ているので一括の質問とさせていただきます。

部活動の民間移行が今のくらい進んでいるのか、また、現状の問題点は何があるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） それでは、2番、3番のご質問について、まとめてご答弁させていただきます。

まず、2年目を迎えた地域移行の進捗状況ということでございますが、現在、中学校には恒常的に活動している部活動が15あります。うち4つの部活動で、部活動指導員に協力をいただくことができています。また、その部活動指導員のうち一部は、地域のスポーツクラブから協力をいただくことができています。

また、この3月に榛東村部活動地域移行協議会を立ち上げまして、地域の人材に外部指導者や部活動指導員として指導に当たっていただくための体制整備や、総合型地域スポーツクラブ等に協力を得て、中学生が地域でのクラブ活動に参加できるような仕組みづくりなどについて協議を始めたところでございます。この6月に第2回の協議会を実施予定です。

このように、2年目を迎えて関係団体との連携は進んでいるというふうに捉えております。円滑な運営と、中学生がスポーツを通してよりよく成長するための体制について、榛東村部活動地域移行協議会を中心に整えているところです。

一方、課題といたしましては、指導者を安定的に確保すること、それから、指導者の報酬、保険等に係る財源の確保、さらには各種競技大会への参加体制の整備など今後考えていかなければならない課題かと思っております。

いずれにいたしましても、部活動の教育的意義を踏まえた、より質の高い指導者の確保または育成することについて、関係するスポーツクラブ等との一層の連携強化を図る必要があると考えております。

また、競技大会への参加の在り方につきましては、中学校体育連盟等との調整を今後行っていく必要があると考えています。参加する中学生にとってより有意義な活動となるように、十分な連携・調整を図らなければならないというふうに捉えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 1番。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

私が一番心配していることは、平日の部活動の指導方針と土日の地域の方の指導方針とが誤った指導方針をされると、生徒がどちらのことを聞けばいいのかわからなくなる。そのためには、顧問の先生と地域の方の綿密な打合せをしていただき、生徒が困惑しないような体制をつくっていただきたいと思います。

また、今度は部活動と言ったらおかしいのかな、何と言ったらいいかわからないですけども、今度は部として言いますけれども、今までは郡大会、郡大会が終わると県大会に行きました。今見ていると、榛東村と吉岡町と渋川市と一緒に大会を行って、その中から、従来は渋川市が2チームだったのが、北群馬が加わったから3チームの出場枠ができたとか、そういうふうになっているそうです。

私が言いたいのは、そういう部活動の県大会等の出場の方法とか、生徒が、もうじきもう3年の移行期間も終わりますので、そのときに一番困惑するのが生徒だと思います。生徒が円滑というか、生徒が困惑しないような方法でこの部活動の地域移行を進めるようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（生方勇二君） 以上で、1番飯塚久夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後3時5分といたします。

午後2時50分休憩

午後3時7分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位5番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君登壇〕

○3番（浅見 隆君） 3番浅見隆です。

傍聴の皆様、お忙しいところありがとうございます。

まず初めに、私はこの冒頭の65歳以上の介護保険につきまして、改めて質問させていただきました。議長に対しまして、ありがとうございます。これは本会議で採決されましたが、後日、再検証いたしまして疑問に思ったことをこのところで質問させていただきます。これは既にもう決議されたものです。

では、最初に、もう今年に入りまして6月に入りましたが、いろいろなものが上がりまして、電気、ガスの6月からの補助金は終了、前年対比1家庭513円増しと。防衛の増額に至っては1兆円強で、

2026年から始まります。これはもういや応なしと。子育て支援金 2兆4,000億円も2026年には始まります。

こういう生活状態の中で、年金生活者に至っては、物価が3.1%も上がりました。にもかかわらず年金は2.7%と、0.4%物価スライドにより実質年額が少なくなりました。こういう状態の中で、榛東村の65歳以上の方たちの生活を言われています。

この中において、私も65歳以上ですが、この65歳以上の年金に関しまして私も、議会が2月26日にもありましたが、そのときも私は疑問に思っていました。しかし、政府からの要請だということで、私はすんなりと受けました。

4月に入りまして、やはり新聞紙上がにぎわいまして、介護保険の関係が榛東村は非常に高かったものですから、おかしいなと思って見たのがこの質問の初めになりました。動機になりました。私は、このことについてとやかく言うのではなく、この介護保険というのは3年ごとに改正されます。今年の6月からのやつは令和6年から令和8年まで、これは期間継続されます。

私が今これを、話をこれからすることは、これをまたきっかけにして、令和9年度からののに対して榛東村として村民のためにやっていただきたいということで、ここで述べさせていただきます。

では、初めに、2000年制度、これは65歳以上の介護保険ですが、2000年制度開始時は月額2,911円でしたが、24年経過した現在、榛東村は当時の2.27倍の6,600円になっております。これは月額です。年間にいたしますと7万9,200円になっております。

この7万9,200円というのは、第5段階といひまして基準値に当たります。これが割合としては、係数は1になります。7万9,200円が1になって、これに掛ける割合が第1段階は0.285というのが加わって、金銭的には2万2,570円になっています。この事の経過を保険課に説明していただきますが、

それで、富裕層の方には7万9,200円掛ける第5段階の、7万9,200円、これに2.4倍掛けると19万80円となります。これが高額所得者で、榛東村の最高額を払う方になります。これは720万以上の人ですが、720万以上の方は全額同じになります。それを覚えておいてください。

これを踏まえて質問に入らせてもらいますが、なお、近隣市町村の一覧表を用意しましたので参考にしてくださいとありますが、これは議員の方にもお配りしてあります。CF1と2とあります。それから、こちらの執行部の方にもCF1と2、1番は榛東村、右側に吉岡町、CF2は高崎市と前橋市と渋川市があると思うんですが、これは令和6年から令和8年のやつを全部一覧表にして、縮小してこれは載せてあります。

それで、質問に入らせていただきます。

1、第9期介護保険事業計画（既に村民に配布済み）、第1段階の生活保護者の年額3万6,030円は高いと思われますが、理由をお聞かせください。

以後は自席に着きまして質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） それでは、お答えさせていただきます。

近隣市町村と同様、本村においては所得段階第1段階から第3段階までの被保険者に対しまして、保険料の軽減措置を行っております。

軽減措置によりまして、第1段階の年額保険料3万6,030円を2万2,570円とし、第2段階の年額保険料5万4,250円を3万8,410円とし、第3段階の年額保険料5万4,640円を5万4,250円としております。

近隣市町村が軽減措置後の数値を記載して配布しておることは承知しておりますが、本村で住民の方に配布した資料につきましては、前回、第8期の介護保険事業計画のときと同様に、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画には保険料軽減前の標準乗率で算出した数値を記載しているため、近隣市町村に比べて高い金額となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

この件につきまして、皆さんに一応説明させていただきますが、先ほど保険課長から話がありまして、第1段階2万2,570円、掛け率1、7万9,200円掛ける0.285で2万2,570円になります。これについて、私がこのところに参考資料と上げました吉岡町、渋川市、前橋市、高崎市、これの参考資料を見ていただきたいと思います。

まず、吉岡町。第1段階、右の上部ですね。7万4,400円掛ける0.265、2万1,200円、これが今年の6月からのですね。それから、高崎市。第5段階、7万9,100円掛ける0.27、0.27です。掛け率0.27、これで2万1,300円。前橋市、第5段階、7万7,400円掛ける0.275、2万1,200円。渋川市、7万1,200円掛ける0.285、これは榛東村と同じ、吉岡町とも同じ0.285、これを掛けると2万200円、こういう数値で、最終的にもやはり幾らか高かったのが、これが現状だと思います。

これを踏まえて質問させてください。

この2万2,570円、この金額になりましたら、これを全村に知らせる方法というのはございますか。これをお尋ねいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問の今年度の被保険者に対する周知についてですけれども、今年度の介護保険料額決定通知書、これにつきまして、軽減後の金額を記載して、全被保険者に対して配布する予定であります。

また、次期計画策定時については、村民に分かりやすいよう、軽減後の数値の表記について検討し

たいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 該当者ということは、約4,000人弱の方になさるということでしょうか。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 介護保険料の額決定通知書につきましては、1号被保険者全員になりますので、普通徴収の方と特別徴収の方と郵送の時期は異なりますが、全被保険者に対して郵送でお知らせする予定です。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

続きまして2番目の、これまで最も高い所得区分は、基準値第5段階の1.7倍に当たる、前年所得が320万円以上の9段階でしたが、さらに100万円単位で上限を決め、320万から420万、520万、620万、720万以上の13段階を設けましたが、本村も第13段階の上に設定の考えはございますか、お聞きいたします。

配付資料の2をご覧ください。近隣の市町村のがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 本村の第1号被保険者、先ほどもお話がありましたが約4,000人弱に対しまして、一番上の段階、第13段階の被保険者数は約35人程度でありますので、現時点では第13段階より上の段階の設定は考えておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

それをお聞きして、その件に関してちょっと検討していただきたいのは、該当者がいるかいないかというよりも、国自体がもうこれを、高齢者というか医療保険の関係は非常にパンク寸前になってまして、これについてはどんどん増えていますので、国の立場も、調整交付金が5%というのが全国に全部ばらまかれていますけれども、今後とも検討していかなくちやならない段階に入っております。

その中で、私もこの資料を作りましたときに、令和3年から5年のやつを確認してみたんです。そ

の中で、この参考資料を見ていただきたいんです。これは例ですからね。やってくださいというんじゃないじゃない。私がこの参考資料を見まして感じたことをお話しさせていただきます。

榛東村は、令和3年から5年のときには所得の最高額を320万円で設定していますよね。第8段階です。そのときに、既にもう前橋市も高崎市もかなりの数で金額を超えていました。吉岡町も、CF1の吉岡町をちょっと見ていただけますか。CF1、参考資料の吉岡町の上の段ではなくて下の段です。令和3年から令和5年度までの保険料、このところで、第10段階で800万円以上の方、基準値7万4,400円掛ける2.25で16万7,400円ももらっているんです。令和3年からの段階です。この段階でも吉岡町はもう既に800万以上のあれで、10段階でもらっていました。

これをどうのこうの言うんじゃないけれども、この間の2月26日の会議でも私ちょっと質問したんですけれども、国からの指示だということで13段階まで榛東村も引き上げた、これはよろしいかと思えますね。今まで以上にやはり財政的には困っているんだから、補填しなくちゃならないから720万円以上のやつを欲しいですけれども、私がこれを考えましたのは、前橋市にしましても、前の段階でも、令和3年から5年で第11段階で、前年の合計所得700万円以上、基準値掛ける2.0で14万8,000円、令和3年からもらっているんですよ。

こういうことがありますので、今度また令和9年に改定があると思うんですが、やはり先のことは考えて、これから考えていかななくてはならないんじゃないかなと私なりに思いました。これは質問じゃないじゃない。

続きまして、3番目の榛東村で最も該当者が多い第5段階、これ、基本になるやつですね。第5段階というのは、各市町村全部これが基準になります。本人が住民税非課税で、世帯内に住民課税者があり、年金プラス前年合計所得が80万円以上の方が払う年額、これが7万9,200円。今年の6月以降ですね。第13段階、720万円以上の所得の方が年額19万800円で、これが最高額です、榛東村。

比率で比較すると、第5段階の人と第13段階、これですと、第5段階では9.9%比率でかかるんですよ。80万に対して9.9%、約10%で約8万かかると。じゃ、13段階の場合には2.6%、720万で。これを仮に、仮と言うと失礼なんですけれども、これを上に持って行って、1,000万の所得のある人は1.9%になりますね。じゃ、2,000万円以上の所得のある人は0.95%、たったの1%に満たなくなるんです。

本来ならば、第5段階の基準値9.9%に相当するんであれば、所得2,000万円以上取る人は200万の計算になりませんか。だから、この辺のほうが、私は2月26日のときにおやっと思ったんですけども、そのときは答えが出なかったんです。ただ、これをずっと見ていくと、それも成り立つなという感じがしたんですけども、これだけ言ったらまた怒られちゃいますけれども、こういう計算の方法もあるんですけれども、これに対して質問させていただきます。

所得に対する基準設定値が富裕層ほど優遇されていませんか。この辺だけちょっとお答えいただけますか。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 浅見議員が計算されました比率、所得に対する介護保険料の比率の件でございますが、原則として、市町村では第5段階の保険料である基準額を定めておりまして、それに対して、国が示す乗率によって各所得段階の保険料を決定しております。

近隣の渋川市、吉岡町等においても、同じ計算において算出された金額となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

そういうことであれば、この参考資料を私がお作りしたのはなぜかと申しましたら、この参考資料の1番を見ていただきたいんです。この吉岡町は、令和3年から令和5年までの金額と令和6年から令和8年までの金額が、第5段階はそのまま同率で来ております。国の指針に従って第5段階はそのままの1.0にして、第1段階を0.285で計算すると、令和3年から令和5年は第1段階が2万2,300円だったものが2万1,200円になってくるんです。国の言ったとおりです。第1、第2、第3段階を減らして、9段階から上の富裕層を増やしてそれに充てるようにという、その方針に従ったいい例だと思います。

それから、参考資料の2つ目にある渋川市、これは市長と市議会のほうがもつれまして、これは減額されております。去年よりも減額になっております。だから、これは対象外に当たるんですが、この渋川市でさえ720万円以上の上をやっていたらしいんですよ。これは詳しいことは分かりませんが、これは今の段階では分かりませんが、0.285にすると2万200円で一番低いんですね。こういうことがありますんで、今後とも……はい。じゃ、以上にしておきます。何かありましたらお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 早川税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） すみません、私、今税務課長でございますが、この制度改正、条例改正を審議いただきました3月、健康保険課長として説明させていただきましたので、この場でちょっと補足説明をさせていただきます。

まず、言葉の問題になってしまうんですが、先ほど来、国の指示でというふうなことを議員おっしゃられていましたが、国がつくった基準に基づいて榛東村はやっているというところがまず1点でございます。

それから、各市町村で保険料の基準額、これはまちまちでございます。といいますのも、使う皆さんが介護保険を使う、その量が市町村でまちまちでございますので、単純に考えていただいて、村民

の方が介護保険を使えば使うほど保険料も高くなってしまいます。これはある程度しょうがないことであると思います。

そのために、村のほうも皆さんがお元気でいていただけるように、介護保険を使わなくていいように各種施策もやっているところでございますが、今後3年間の保険料を決めるに当たって、今どうしても現在の保険料等々を見て、それから今後3年間の保険料を見なくてはならない、そういうところで、この資料でいいますと吉岡町より榛東村は高いと。1人当たりの介護保険の事業の使う金額といえますか、それも、名前も出して申し訳ありませんが、吉岡町より榛東村のほうも皆さん使っているというところもありまして、介護保険料のほうも高くなっているというところでございます。そのために、このような基準額のところで7万9,200円と、吉岡町のほうはもっと低くなっていると、そういう差が出てきております。

それから、率のところを議員おっしゃっておられました、国が定めた政令という法令がございます。これに基づきますと、議員がおっしゃっていたように第5段階を基準額とした場合、1の第1段階につきましては、今回6年度からは10分の4.55という比率が国の政令で出ております。議員が配られた資料の左半分のところ、村が配った資料がありますが、ここの0.455がその国の政令に基づく数字でございます。

ただし、ここのところに丸で第1号被保険者の所得段階云々が書いてございますが、その上に小さく「また、本村では、今後国が示す軽減割合に沿って軽減措置を検討していきます」というところもありまして、これに基づきまして、国の軽減措置というものがありまして、それが先ほど言いました0.455から、今度は10分の1.7を超えない範囲で軽減することができるというふうなことが国のほうの政令で定められております。榛東村もこの最大値、最大の軽減を取って0.285という数字を実際のところは賦課させていただいているところでございます。

また、この国の定めた政令によりますと、特別の必要がある場合、このときには、今回でいえば13段階村が設定していましたが、それを超えて14、15を設定することができるという特別な条項もございます。

その際は、先ほど申し上げた榛東村が基準で使っている0.455、これについても市町村が独自で決めることができるというふうに定められております。恐らく、前橋市、高崎市につきましては0.445を決めているのかなと思います。この際に当たっても、先ほどもお示しした特別の軽減措置ですか、軽減措置で、同じく10分の1.7を超えない範囲で軽減することができるというところがありますので、特別な事情で定めた前橋市、高崎市の0.445でも10分の1.7、最大、恐らく前橋市も高崎市も最大の軽減をしていると思いますので、そうすると0.275という数字が出てくるものと思っております。

ちょっと説明が長くなってしまいましたが、榛東村のほうも保険料が高くなっている理由は、それだけ歳出のほうがあるからでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

ちょっと私、それに関して疑問に思いましたのが、調整交付金というのは5%出るとお聞きしたんで、それについても調べてみました、5%。それで、金額等で比べたら、榛東村は35町村で7番目とお聞きしました。それで、課長にお聞きしたところ、玉村町、吉岡町はどうなんですかと聞いたら、この7番目よりも少なかったんですね。

だから、先ほど介護者が多いから増えたんだという、それが該当するかしないかというのは、私はちょっとそれ、疑問符が残ります。

なぜかといえば、政府がかかったものに対しては5%で来るから、幾らかでも金額が多くなるわけですよ。だけど、実際に榛東村は7番目、35市町村で7番目に低いわけですから、それなりの維持管理はできるとして政府はその金を5%支給しているんだと思います。幾らかは知らないですけどもね。だから、そういう点から見た場合には、やはり榛東村も、私がなぜこれをやったかといったら、素人ですよ、はっきり言って。まだ1年目です。素人で、ここに見てみたら、近隣の市町村に比べて上がってしまった、これ、何が原因だったのかなというのは私は私なりにちょっとやってみたんですけども、ここでは話をしませんが。

ただ、この500円アップというのがどうしても新聞紙上では一番高く見られてしまったから、それで私もこれを調べ始めて、それでこういうあれが、榛東村が一番群馬県でもアップ率が、500円アップして、6,100円から6,600円になったのか。じゃ、この6,600円は、年額7万9,200円が第5段階で1.0に全部掛けてみると、少ないほうも多いほうもやっぱり大変なんじゃないかなと思ったからこの質問を考えた次第です。

いろいろ分かりましたんで、今後とも私もこれに対しては、自分で質問した関係で、自分でも納得するように勉強していきます。どうもありがとうございました。

続きまして、2番目の水道管の関係に移りたいと思います。

この水道管に関しましては、水道課長にもう2回言ってもらっていますんで、私のほうもかいつまんでやらせてもらいたいと思いますが、上下水道課長にお聞きしたかったのは、これ、やはり皆さんが言っていたとおり、本県の水道管の耐震構造率が群馬県で42%あるのにもかかわらず、榛東村が24.9%と。それで、またすぐ言ってしまうんですけども、吉岡町は62%もあったんでどうなのかなと思って、吉岡町にもちょっと聞いてみたんですけども、その件について、これも新聞で申し訳ないんですが、24.9%というのが独り立ちしまして、榛東村にそんなに耐震構造の水道管があるはずがないというのが結構出てきましたんで、それでもって、まず、これを払拭するためにも、基本に立ち返りまして、私は水道課長にお聞きしたいということで、本村の水道管の耐震化についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 浅見議員のおっしゃっていましたが基幹的な水道管路の耐震適合率24.9%について、ご説明をさせていただきます。

まず、基幹的な水道管、基幹管路といいますけれども、こちらは導水管、送水管、配水本管を指しておりまして、家庭までの配水管、配水主管としておりますけれども、こちらは基幹管路として含まれていない計算でございます。その割合で24.9%となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

もう前の方2人質問しているんで聞くのは恐縮なんですけれども、89キロという中には支線というか、家庭までの配管まで含まれているんですか。40年で89キロでしたっけ。それをちょっとお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 先ほどの答弁でお答えしましたが、家庭までの配水管は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 続きまして、ナンバー2の耐震化の水道管の種類をご説明くださいと。単純なことなんですけれども、何でこんなことを掲げたかといいますと、耐震化率どうのこうのと言ったのは、令和4年から令和5年、令和5年に資料を作成したと思うんですが、私は私なりに、耐震化というのはやっぱりダクタイルだとかポリの上下左右に引き伸ばしても大丈夫な継ぎ目のものというのを想定したんですが、この辺の関係につきまして、ちょっと水道管の種類をご説明願いたいと思っております。質問させてもらいます。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 耐震化の管路と、管の種類というところでございますけれども、先ほどの基幹的な水道管、こちらの中で耐震化の水道管としては、ダクタイル鋳鉄管、溶接接ぎ手を有する鋼管、硬質塩化ビニール管の一部とポリエチレン管と耐震型接ぎ手を有するステンレス管がございます。

榛東村の基幹管路につきましては、ダクタイル鋳鉄管を採用しておりますのでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

また勉強してみます。

3番目になります、単純なことなんです、本村の人口は1万4,500人前後なんですけれども、新聞報道では1万7,700人になっていたんですが、この関係というのをちょっと教えていただけますか。よろしくをお願いします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 現在の上下水道事業は、計画期間が平成21年度から平成37年度（令和7年度）までとした榛東村上下水道事業第4次拡張計画を基に運営しております。

水道法第10条に「水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。」とございます。

そのため、平成20年度に変更、認可の申請を行ったときには人口増加も期待されていたため、当時の給水人口、給水量等の推計を行い、将来の水利用予測に対応した計画とし、目標年次である平成37年度（令和7年度）の計画給水人口を1万7,700人、計画1日最大給水量を1万700立米と想定したためでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

人口が増えるという想定をしているわけですね。ありがとうございます。

そして、2番目の令和5年度の榛東村の上下水道の2号と5号に関しましては資料がありましたので、それを読ませてもらうことにして、これはちょっと割愛させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。いいですか。議長、誰に言ったらよろしいですか。水道課長に言うんですかね。2番目のこれを削除させてもらいたいんですが、質問を。

○議長（生方勇二君） 削除。はい、いいです。

○3番（浅見 隆君） よろしいですか。すみません。

では、引き続き、3番目。

全く関係ない話になるかと思いますが、昭和62年に日本鉄道建設公団より農業用水濁水対策施設管

理費として25億円の補償料と3億3,397万円の補償金を一般会計にいただきましたが、現在約10億円が一般会計に残っているそうですが、議員の皆様も言ったとおり、いつ地震が来るか分からないので、この40年間で62億円とかどうのこうのお聞きしましたんで、できれば農業用水なんだけれども飲料水のこと、当時の榛東村誌に書いてありました、62年の。

だから、必要事項の中でこの10億円を何とか流用できないかと思ひまして質問させていただきました。これにつきましてどうでしょうか。水道課長、お願いします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 先ほど浅見議員のおっしゃった農業用水渇水対策施設管理費なんですけれども、農業用水の維持管理基金のことだと思いますので、それで答弁をさせていただきます。

農業用水維持管理基金を財源として、水道管の更新には目的外のため使用はできません。農業用水維持管理基金は、榛東村内の農業用水渇水に対する給水施設に係る費用の財源として充当しております。充当内容は、取水、用水に係る電気料、送水ポンプ更新、送水管の布設替え等に係る測量設計業務委託料、工事請負費となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

納得いたしました。ありがとうございます。

続きまして、ちょっと時間のほうが迫ってまいりましたので、3問目の創造の森に関する観光収入で財源確保ということで質問させていただきます。

本村を代表する観光施設の一つである創造の森キャンプ場について、収支の推移と現状を端的にお答えいただけますか。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 創造の森キャンプ場の収支については、10年前の平成25年度の収入決算額は9万3,000円、歳出決算額は772万1,000円でした。

ここから過去5年の推移については、令和元年度が歳入額143万円に対し歳出額2,155万7,000円、令和2年度が歳入額135万3,000円に対し歳出額774万円、令和3年度が歳入額204万3,000円に対し歳出額が819万6,000円となっております。

令和2年度と令和3年度については、コロナ禍の影響で閉場した期間もあるため一概に比較はできませんが、感染リスクの高い屋内のアクティビティーに比べ、屋外でのアクティビティーであるキャンプについては大幅な減少はなかったと言えます。

また、令和4年度は歳入額280万4,000円に対し歳出額908万3,000円、令和5年度は歳入額262万6,000円に対し歳出額が937万3,000円となっております。

令和4年度をピークに、令和5年度については、コロナ禍以降、全国的に各種イベントが再開され、キャンプ以外のアクティビティーに人が分散したことなどにより微減となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

要約していただきまして、ありがとうございました。

これ、何でお聞きしたかといいますと、これ、観光スポットで、榛東村の観光スポットの中でナンバー2に入ったんですね、創造の森が。それで、私は個人的にはもっと利益が上がっているんかと思ったんですけども、実質かかる費用というのは今現在900万近くかかると。

コロナで低くなったけれども、260万から280万の収入があるということはそれだけの人が来ているということだから、これはもう少し何かすればイーブンパーにはなるかと思えますんで、その辺の検討は、今後、地域おこし隊が来ると思えますんで、その方たちにも話をして、何とかこの創造の森を何とかしていきたいと思えます。

ナンバー2のところですね。今の関係でもう一回お聞きしますが、歳出は人件費と必要経費ですか。歳入に関しては、先ほど言ったようにこういうことで、推移が約300万近い収入があるということなんで、これについて、私が最初に産業振興課長にパンフレットをもらいまして、大人の入場料が400円だったということをお聞きして、その件について頭の中から離れないんですけども、これを少し3倍にでもアップすればイーブンパーになるんじゃないかと個人的な簡単な考え方を持ったんですが、それについてちょっとお答えいただけますか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 歳出については、シルバー人材センターへの委託料、また、必要経費は水道、電気、下草刈りの委託料、修繕費等となっております。

利用者に聞くと、創造の森の魅力は、関東平野を一望できる景観と使用料の安さが魅力であると大半の方が口にしてくれております。

キャンプ場の使用料を3倍に上げて、単純に歳入が3倍になるのならばいいのですが、使用料を上げることにより離れてしまう利用者も多いと思えますので、使用料を上げる時期については慎重に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

次の問いに入ります。

キャンプ場の広場を除草するときに使用する草刈り機について、キャンプ場の管理人であるシルバー人材センターの従業員から、機械が古く調子が悪いことが多いため新しい草刈り機を購入してほしいという声がありましたので、これは私も自分で造園をやって、四十何年かやっていますが、あそこの敷地の芝刈りというのは普通の人の手でやる問題ではないので、2週間ごとに6月からは、あそこを刈るにはどうしても乗用の機械が必要なんで、何としてもお願いしたいということで質問させてもらいました。どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村では、新しい草刈り機を購入する予定はございません。

ただし、今年度から教育委員会で所管している乗用の草刈り機を月に1度借りることになりました。現在、シルバー人材センターとキャンプ場の広場を除草する日を調整中でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 前向きに検討していただきまして、ありがとうございます。

本当にそこの現場で働く人は、本当に熱射病にならないように一生懸命やっていますんで、ぜひお願いしたいと思います。

次にまいります。

キャンプ場の北側にツツジをはじめとする多くの樹木が植えられていますが、樹木の維持管理が不十分であると思います。剪定などの維持管理をしっかりと行えば、キャンプ場に来られる方はもちろん、多くの方に喜んでいただけることは間違いございません。ましてや、満足のいくものでしたら金額を少々アップしてもお客様というのは必ず帰ってきます。その自信を持ってやっていただきたい。

ましてや、森林環境税が今年の6月から1,000円住民税に加わって、もらえるようになりますので、それは、榛東村は面積の2分の1を森林が占めていますので、やはりそういうところからいろんな下草刈りだとか、こういう下の草刈りと、それから四阿（あずまや）なんかのところの整備なんかもしていただければもっとよくなると思います。

私は現地に行って確認してまいりまして、産業振興課長には写真を渡していますので、ひとつよろしく願いいたします。

それで、キャンプ場周辺の樹木の維持管理について、拡充していく考えはありますかという問いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 創造の森周辺については、毎年下草刈り作業を委託しております。

ツツジなどの個々の植木の維持管理まで委託すると相当な費用がかかることから、剪定まで管理できていないのが現状でございます。

まずは今ある個々の植木の剪定などを現状の業務内において適切に維持管理ができるか、シルバー人材センターと話し合ってみたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

次にまいります。

キャンプ場広場の南西にある人工池などについて、キャンプ場利用者から、せっかく池があるのだからきれいに清掃して水を張ってもらえれば、夏に子どもたちも遊ぶことができるという声があります。家族連れの利用者からも人気のキャンプ場だと思いますので、ぜひともきれいに清掃し、夏に子どもたちが使えるようにしていただきたいと。これにつきましてよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） キャンプ場広場内の池の状態については私も把握しており、現状では、雨が降ると雨水がたまったままになっている状況でございます。

休日を中心に家族連れの方に多く利用いただいていることも十分承知しておりますので、池の清掃や管理方法について、これもシルバー人材センターと今後協議していきたいと思います。

また、池に水を張って子どもたちを遊ばせることは、水の確保または衛生的にも難しいので、今ふるさと公園には親水公園がございます。暖かく、暑くなると村の子どもたち、また村外の子もたくさん水道水を使ったきれいな親水公園を利用しておりますので、創造の森キャンプ場に遊びに来た子どもたちについても、ふるさと公園を紹介していきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

最後の質問になります。

間伐材を使用したベンチやテーブル、できればバンガローをキャンプ場内に設置すれば、森林保全や林業振興にもつながると思います。また、キャンプ場の雰囲気にも合っていると思うので、キャン

ブ場の魅力もさらに向上し、集客の人助けとなると思います。

ベンチやテーブル、できればバンガローの設置を検討していただけますか。最後の質問です。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、キャンプ場の管理棟の中に間伐材を利用したベンチが1台ございますが、テーブルについては設置はございません。

キャンプする人たちは、自分でお気に入りのテーブルや椅子を持ち込んでいます。しかし、間伐材の利用はSDGsの達成にもつながりますので、創造の森キャンプ場の広場内や森の恵みを食す小屋周辺など、設置できる場所などを今後費用対効果等も含めて研究していきたいと思えます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

最後に、最近利用いただいたリピーターの人たちから、オートキャンプ場の設置をぜひお願いしなすと言われました。これは質問ではなくて私からのお願いなんだけれども、今後考えていただきたいと思えます。

これもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、3番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和6年第2回榛東村議会定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時57分散会

令和 6 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

6 月 5 日 (水)

令和6年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

令和6年6月5日（水曜日）

議事日程 第2号

令和6年6月5日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
 - 日程第 2 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 5 議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 6 議案第52号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 7 議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第 8 議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
 - 日程第 9 報告第 2号 令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第10 報告第 3号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第11 報告第 4号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 日程第12 報告第 5号 法人の経営状況について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼） 会計課長	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
税務課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
健康保険課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
建設課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
教育長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
生涯学習課長	村上誠君		

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

[5番 須田仁美君登壇]

○5番（須田仁美君） 皆様、おはようございます。

傍聴に2日にもわたり来ていただいて、本日はありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

本日1番目としまして、不登校の児童生徒等への支援の充実についてということです。

不登校児童生徒が、現在急増しているといえます。コロナ禍に合わせて学校生活をしてきた子どもたちの心や、子どもたち同士の関わり、その後の生活にまで影響が大きかったのかとも推測されます。

会社で上司とどうしても合わなかったり、転職をする機会のある社会人もいるでしょう。しかし、一度クラスの決まった児童生徒には、簡単には自分の意思でいる場所を変えられません。学校やクラスが居場所でないと感じたとき、学校には行けなくなってしまうかもしれません。教育支援センターである「すてっぷ榛東」が村役場内にあり、以前よりそういったことで支援をいただいています。

(1) 現状についてということですが、不登校の現状について、個人のことに差し障らない程度で、不登校の現状はどうなっているのでしょうか。

では、以降、自席にて通告書に沿って順次質問いたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校の現状についてということですので、私のほうからご答弁させていただきます。

村内小中学校に在籍する児童生徒の状況ですが、令和6年4月現在、文科省の定義する不登校と捉えられる児童生徒の数は24名、全児童生徒数に占める割合はおよそ2%程度です。

家庭訪問や電話連絡に応じることができない児童生徒も数名おりますので、須田議員の懸念されて

いる状況が、村内にも若干あると捉えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

近年のコロナ禍以降の急増ということで、以前は村でも少なかったのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校の現状ですけれども、年々増えているということでは捉えておりません。ただ、1年間の中で不登校の数、変動が若干ございますので、そのあたりをお含みいただければと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

じゃ、(2)「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)に沿って、今年度、取り組んでいることはあるでしょうか。以前からの取組でも結構です。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 令和5年3月31日付の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」に掲げられている取組の推進状況ということですので、今年度までの取組についてお答えをさせていただきます。

今年度より、教育専門員を教育委員会事務局内に配置いたしました。それにより、不登校の児童生徒が学びたいと思ったときに、教育支援センターすてっぷ榛東において、いつでも教員免許を有した職員が指導に当たることができる環境を整えることができております。

また、タブレット端末を活用した授業の配信ですが、学校が本人のニーズに基づいて行っております。別室登校というケースもございますが、そういった登校した際の児童生徒の学習指導についても、学校の教職員が可能な限り対応をしています。

また、教育委員会事務局、学校は、例えばですけれども、群馬県教育センターが開設していますメタバースを活用した学校、また県内のフリースクールなどと連携を強化し、必要に応じて様々な学びの場につなぐことができるように努めています。また、カウンセラーの資格を有する教育支援相談員を配置しております。教育相談や家庭訪問を通して、児童生徒、保護者の不安に寄り添って、状況

の改善に向けた支援ができるようにしています。

学校や教育委員会事務局は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、村の福祉部局の職員、児童相談所など関係諸機関と連携し、保護者の支援、児童生徒の心や体の小さな変化を見逃さないで早期に対応するようにしています。他市町村に比べ学習支援員が大変手厚く配置されていることも、児童生徒の心身の変化の早期発見につながるのではないかと考えております。

また、COCOLOプランに提示されておりますけれども、生徒が主体的に校則を考えるなどの取組につきましても、中学校では、生徒が主体的に参画して校則を見直すという取組を進めております。

これまでの取組そして現時点での取組を通して、不登校の状態にある児童生徒に寄り添い、学びや相談のニーズを捉え、一人一人に応じたきめ細かな支援を今後も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 取組について、詳しくご説明ありがとうございます。学習支援員が手厚く配置されているということで、子どもの心、体、小さな変化にも気づけたり、きめ細やかに個別に対応ができていると推測されます。

また、中学校の主体的な参画、いろいろな取組はいつもすごいなと思っているんですけど、学校の目指す、このCOCOLOプランで目指す学校の風土の見える化というものにもつながっていて、それぞれのルール、自分たちで決めることによって、安心して学べる場所になっていっているのではないかと思います。

このCOCOLOプランでは、令和5年10月に、つながることとして文部科学大臣がメッセージをしております、抜粋して少し読ませていただきますけれども、学校に行けない小中学生が約30万人、重いいじめが起きた回数が923件と昨年なりまして、どちらも今までで一番多いということでした。このことを重く受け止めた上での「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」ということで、なるべく早く、学校の中でも教室とは別に安心できる居場所をつくったり、みんなの心のSOSに大人が早く気づけるようにしていきますということで、文部科学大臣がここに誓っているわけでございます。

今回、文部科学省が、空き教室を活用して学校内で不登校児童生徒をサポートする校内教育支援センター、呼び方としては校内フリースクールとも呼ばれるそうですけれども、そういったものを拡充するために、新たに設置する自治体に必要経費を補助金として出すようになったということで、クラスの中に入れられない子どもに、学校内の居場所や学習環境を確保するためということです。

教員や学習指導員の研修等にも補助が出るということで、支援員が児童生徒のペースに合わせて生活・学習できるようにということが、榛東村ではすてっぷ榛東で、校外で行われているわけでございますけれども、やはり学校にまで行けないという方は少し離れたところでもいいと思うんですけども、行ける日もあって行けない日もあるといった、例えばこのクラスには入れないんだよという場合に、

同じ校内にそういったスペースがあれば、戻りやすくなったり、学習や登校についても大変メリットがあると私も思います。

また、校内の教育支援センターであれば、すてっぷ榛東さんのほうは給食は出ないということなんですけれども、無償提供の始まった給食も受けられるようになるのではないかなど。また、出席の扱いというのものも、学校なので出席扱いになったり等があるのではないかと推測します。また、学校であれば、徒歩でもし行くことができればということで、こちらの保護者の負担というものが、心身のにも、例えば仕事をされている方、これは各NPO団体の調査で分かっていることなんですけれども、不登校児童生徒のいる家庭の約4割ほどが収入も減少し、お母さんやお父さんなりが離職しなければならなくなることもあるということで、学校教育だけの問題ではないのだなと感じました。

ということで、校内の空き教室の新規設置で国の補助金が出るということで、補助金を活用しての新規設置等は検討されましたでしょうか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 補助金の利用による空き教室を活用した教育支援センター、校内教育支援センターの設置についての検討ということですが、先日こちらにも通知がまいりましたので、今確認をしているところでございます。

また、現状では、実際に空き教室を使って別室登校の対応をしておりますので、その支援に当たるスタッフということについては、議員のご指摘のとおり、いろいろな方の関わりがあってもいいのかなというふうに思いますので、改めてこちらで研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今後検討いただけるということで、よろしくお願いいたします。

やはり、村でも2%ということではありますけれども、ゼロではない現状からも、誰もが学びを途切れなく継続するためには、まだまだ支援が必要ということだと思います。また、心のSOSなどの発見には、今、1人1台タブレットを利用しての、朝の気持ちなどの、それぞれのお子さんの色とか、いろいろ、にこにことか、そういったマークで通知できるということを聞いておまして、そういったもので、早期発見やSOSを見つけられるのではないかなというふうに感じました。

それでは、(3)の今後についてということで、不登校児への対応の研修や、不登校や引き籠もりに対する理解が、教職員の支援員に求められていると思います。不登校や引き籠もりは限られた人だけでなく、誰にでも起こり得ることと言われております。

実は、私も不登校児を育てた経験のある母でございまして、その当時は、行ける日、行けない日のほうが多くて、行かせられなかった日には自分を責めたり、学校の先生に訪問に来ていただければ、

先生の心労を考え、自責の念に駆られるようなこともありました。保護者の相談支援等も考えていただきたいと思っております。

ということで、今後について、先ほど、まだ通知が来たばかりということですので、これからのご検討にはなるということなんですけれども、そのほかに何か考えていらっしゃるがあればお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今後のことということで、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、保護者の方の相談あるいは支援の窓口ということでございますが、もちろん学校窓口になります。また、先ほど申し上げましたすてっふ榛東、常にスタッフが1人いる状態になっておりますので、こちら也十分にご活用いただきたいというふうに考えております。また、答弁繰り返しになりますけれども、カウンセラーの資格を有する教育支援専門員、配置しておりますので、ぜひこちらについても活用いただけるように、学校を通して、またこちらからも直接周知をしていきたいというふうに考えております。

その上でということですが、全ての子どもにとって学校が安全・安心な場所になるために、全ての子どもたちが自己効力感、自分がここにいていい自己有用感を育むことが、まずは大切だというふうに考えております。

また、榛東村、積極的に取り組んでおりますけれども、児童生徒が主体的に共同的に学んで考えることで、多様性を認め合う風土も醸成されるというふうに考えています。そうした風土を醸成するために、児童生徒主体の対話的な学びを具体化できるように、授業改善にも取り組んでまいりました。これからも、そういった授業改善を不断に途切れなく取り組むことが、まずは不登校を未然に防ぐということにつながるのかなというふうに思えます。

一旦、そちらでお答えを終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今後についてということで、中学校のその主体的な多様性を認め合う取組が、本当に先ほども申しましたけれども、大変すばらしいもので、スケールメリットもある小さな村の榛東村でありますから、小学校と中学校を結びつけて、小学校、小さい学年は無理でしょうけれども、高学年のうちから中学校のお兄さん、お姉さんの、そのような主体的な参加を見る機会などがあつたらいいなと今感じました。

また、すてっふ榛東のほうでは、常駐で教員免許を持った支援の方が今年度から配置されたということで、ぜひどなたも利用が促進されますように、取組のほうをお願いしたいと思えます。

では、2番に移ります。

児童生徒の命を守る安全な通学路にということです。

誰もが子どもたちの安全な通学を願っています。昨日の波多野議員のご質問からも、その切実な願い、感じました。

八街市の事故だけでも鮮明ですけれども、先月も集団下校の児童が巻き込まれる事故が相次いで起きたばかりです。昨日のご答弁からお聞きしております、山子田や広馬場の交差点の歩道改修など、早速通学路の安全対策をしていただいているとお聞きしました。ありがとうございます。県道や村道の通学路に可能な限り、歩車しっかり分離した歩道の拡幅整備を進めていただけたら嬉しいです。

また、児童生徒自身で、安全のために身を守ることができるように指導していただけているということで、意識づけも今後もよろしくお願いたします。

(1) といまして、信号のない横断歩道については、この後の項目でお聞きしますので、信号のある大きな交差点についての歩車分離信号について、以前令和4年3月の定例会でも質問させていただきましたが、再度質問させていただきます。

全国で、青信号を守って渡っているときの死亡事故、後を絶ちません。歩行者が青、車が青である限り、青信号を渡っている最中の事故はなくなりません。今までなかったからといって、絶対に起きることはないです。事故で大切なお子さんを失った方が言うことには、車の信号が赤だったら、あの事故は起きていなかった。車の事故ではありませんけれども、父を海難事故で、ある日、帰らなかった経験を私しておりますので、家族にとってはずっとその日のままとってしまいます。絶対あってはなりません。

山子田交差点、毎日通過しますが、右折レーンが一方向だけに、こちら役場に向かってある方向の交差点で、広馬場交差点や新井交差点なども、右折レーンのない狭い交差点となっています。右折待ちのドライバーさんの数が多いので、譲り合いの気持ちで対向車を先に右折するように促すドライバーさんもたくさんいらっしゃいます。そこで度々見かけるのが、相手を気遣って後ろを待たされていると、焦りながら急いでその間に渡ろう、曲がろうとされるドライバーさんが、横断者が渡ろうとしているのを見落としていた、渡ろうとしていた、渡っていたケースを度々見かけます。加害者になってしまうような村民がいないように、全村民を守るためにも、児童生徒の命を守るためにも、歩車分離式の信号が大事であると再度声を挙げたいと思います。

実際に導入された交差点での事故抑制の効果は実証されています。歩車分離式が青になった際に車が飛び出てこないか、一呼吸、3秒ぐらい待ってから渡り始めることによって、危険度は下がらないかと思います。

今年3月25日、衆議院予算審査委員会で歩車分離式の信号の質問があった際に、岸田総理大臣が導入推進をしているとご答弁されておりました。また、国家公安委員会松村委員長も、今後整備を一層推進するための方策を検討するように警察を指導するというのを、国会中継で拝見しました。

御存じのとおり、隣の吉岡町では、歩車分離式信号の下、小学校下校の児童はゆったり渡る姿が見られます。対して、北小前を通ると、例えば左折しようとしている車がお子さんの渡るのを待っている間、急いで走って渡りきって、とても丁寧にお礼をしている小学生の姿、見受けられます。太田市などにも小学校前付近で、県内にも多く歩車分離式信号はあります。

全国では4.9%の普及率ということですが、国が推進していくというところ、村が手を挙げない理由はないと思いますが、いかがでしょうか。

今回、歩車分離式の信号の推進について、村長や教育長のお考えをお聞きしたく通告をさせていただいておりましたが、打合せで村の考えをおまとめいただいているということでございましたので、村の考えを所属長にお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど須田議員さんのほうからお話ございました、歩車道分離式の信号機の導入に関してというところでございます。

信号機等の所管等につきまして、こちらにつきましては道路交通法第4条の規定によりまして、公安委員会が設置するものとなっております。公安委員会につきましては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより信号機または道路標識等を設置し、交通の規制を実施することができるとあります。

なお、村といたしましては、通学路の安全点検などの結果に基づきまして、各関係機関及び道路管理者等と協議をしていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 道路交通の関係で公安委員会の担当ということで、小学生の危険を防止するためにも、合同等で調査していただいて検討いただけたら幸いです。お願いいたします。

（2）へ移ります。

坂道や見通しの悪い道の先の横断歩道も多い榛東村です。また、通学路では毎年のように、昨日も学校教育課長のご回答からお聞きしましたけれども、保護者から危険箇所が挙がっているものの、改善できない箇所もあるということです。

公安委員会管轄である規制標識については、前回、小板橋議員のご質問でもあったとおり、要望はしているものの、ダイヤモンドなどが消えたままの箇所など多くあります。早急に直していただきたいと思っています。

そこで、道路管理者、土木事務所などでも設置可能な道路標示が多くあります。県道は県の土木事務所への要望でできることもありますし、村道は村独自で設置ができるのではないのでしょうか。

既に村で設置されているキッズゾーンは、保育園施設からの距離などの制約もあるようで、通学路全ての危険箇所までは賄えません。例えば、横断歩道の設置要件を満たさないが、児童生徒が通学路で渡る箇所などに「学童横断あり」や「学童横断注意」などと文字で道路に標示をしたり、看板を立てて注意喚起している自治体もあります。各市町村や地域によって様々なカラーや言葉で標示がされています。村道であれば、独自で順番を待たずにできると思いますが、次の合同点検でご検討いただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） さっき（1）で各所属長って、今、総務課長しか答えていないんですけど。それで（2）に行ってしまったんですけど。（1）のほうで所属長……

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど須田議員さんのほうからお話ございました、こちら規制に係る路面標示等につきまして、公安委員会等が設置するもの、また、もしくは村として道路管理者が設置できる路面標示のものについて伺いたいというお話でございました。

道路上には、道路標示と呼ばれます実線・破線や文字が引かれておりまして、道路交通法第4条及び第5条の規定により、公安委員会等が設置するものがございます。そのほか、道路法第45条の規定により、道路管理者が設置する車道、外側線を標示する区画線などがございます。

現在、村が自動車運転車等に対しまして注意喚起を行うことを目的として設置している道路周辺施設につきましては、園児及び児童を対象といたしました小学校周辺の通学路のグリーンベルトがございます。また、幼稚園、保育園、子ども園周辺にはキッズゾーンがございまして、カラー舗装や標識などを設置しております。

交通安全対策の推進に当たっては、関係機関と緊密な連携を図るものとされておりまして、自治会、交通指導員、交通安全会の皆様のご協力によりまして、日々交通安全に対します意識の高揚と交通マナーの向上にご尽力いただいているところです。さらに、村では村教育委員会が主体となって、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会などで毎年実施しております合同点検におきまして、通学路の安全向上のために対策が必要と思われる箇所の現地確認等を実施しております。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

現状では、村では、キッズゾーンのほかにグリーンベルトも設置いただいているということでございます。横断歩道がないところを通学路として渡っている箇所も何か所も確認しているんですけども、そういったところ、とても見通しの悪い部分もございます。そういったところに、横断歩道は規制で線は引けないども、村で横断注意や横断者ありというような通学学童横断等、文字は様々ですけども、引いていただければ、事故を未然に防ぐ効果は大きいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

また、交通安全会の方々には、いつも入学前や、例えば自転車、そういったものへの注意、安全な渡り方などのご指導、いつもありがとうございます。今後も、ぜひ児童生徒にご指導のほうをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では次に、創造の森について……訂正いたします、（1）について、申し訳ございません、ご答弁いただける方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどの（1）の質問につきまして、通学路の歩車分離式に対する教育長の考えはということですので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

通学路に大変危険な箇所があるということについては、教育委員会としても承知をしておりますし、毎年の通学路点検は行っております。その中で、保護者、児童生徒からの聞き取りに基づいて危険箇所を抽出し、対策を講じたり、対策の要望・要請を挙げたりしております。

ただ、どうしても見通しの悪さ、それから交通量の多さ、道路の幅員の狭さ等に起因する危険箇所につきましては、なかなか効果的な対策が講じられないという箇所もあるため、教育委員会といたしましては、安全教育の徹底、それから地域や保護者の皆様のご協力をいただいて、見守りの依頼を継続するという対応しております。また、道路そのものの課題、先ほど来、議員がお話しなさっている標示等につきましては、点検結果に基づき、関係機関に対策の要望を挙げている状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご答弁ありがとうございます。見守りのほうをまた行っているということで、昨日もお伺いしておりましたけれども、やはり地域の目で、皆様で守っていただいて、登下校できているのだなと感じました。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、創造の森についてです。

(1) 近年の村内者、村外者の利用者数と村内外の利用の比率についてお尋ねいたします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お答えします。

10年前の平成25年度の利用者数と比率は、村内者415名、村外者523名で、44.2%が村内者、55.8%が村外者でございました。

5年前の令和元年度の利用者数と比率は、村内者639名、村外者2,110名、23.2%が村内者、76.8%が村外者でございました。

また、令和5年、昨年の利用者数と比率は、村内者610名、村外者4,940名で、11%が村内者、89%が村外者でございました。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 村内外の利用の比率についてお伺いしました。15年前、5年前と令和5年度、だんだんと村内の利用者の比率が下がってきているということで、9割近くが村外の方の利用ということが分かりました。

そこで、(2)の近年の収支についてですが、昨日、浅見議員のご質問と同じで、ご回答もお聞きし理解させていただきましたので、割愛を、申し訳ないんですけどもさせていただきます。

昨日お聞きした歳入歳出のデータから、次の(3)利用料について考察させていただきたく思います。

以前は育成会などの子どもたちの利用や、ボーイスカウトでの貸切りなどもあったということで、子どもたちのよい経験と健全な育成のために、すばらしい取組であったなと感じます。しかし、先ほどお伺いしたように、近年、村外の方の利用が多く、昨日の利用者の方のお声からもリピーターの方もとても多く、安くて静かな夜景などの眺望のよいところが魅力的であるということもお伺いしました。

収支におきましては、800万円以上の村負担がある中で、村民へのサービスの充実が主であるならばよいのですが、予約の取れない状況である、今人気であるけれども、歳入の3、4倍近くも歳出があるようですと、村外者のために村民のお金が使われているのではないかと捉えられてしまいます。

浅見議員がおっしゃっていらっしゃったように、魅力を増した上で、受益者負担の考えからも、値上げに踏み切るのがよいのではないかと提案せざるを得ません。事例の1つに、参考になるか分からないんですけども、あるフリマサイトでは、初め手数料なしで始まりましたが、その後利用者が増

えたところで、手数料1割となりました。無料だから使っていた人は、使うのをやめたかもしれません。しかし、収益を得て、さらに宣伝したりサービスを充実できるだけになった今、そのフリマサイトは、さらにより多くの人が利用しています。ぜひ、村民サービスである点を最優先に考えて、値段設定を見直していただき運営していただきたく思いますけれども、昨日お答えいただいているので恐縮ですが、再度お尋ねします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 昨日もお答えしましたが、研究してまいります。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ぜひ、ご検討お願いいたします。

この後の質問では、そういった魅力度アップや村民の方の還元等にもつながると思い、提案させていただきたい項目なんですけれども、（4）ふるさと納税の体験型返礼品としての活用についてです。

ふるさと納税では、冷蔵、冷凍の送料や手数料が高くなっている現状があり、体験型などで送料、手数料を低くできる返礼品が増えるとういと思います。キャンプに村のお肉や卵、野菜などのバーベキューもセットにして、村内の自営事業者にも利益が生まれる取組をしていただけるといいなとも思っておりますけれども、何か検討されていることはありますか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 体験型の返礼品として、キャンプ場の利用券と、様々なシチュエーション、組合せをして、今後慎重に検討してまいりたいと思っております。

また、本村は、群馬県内の自治体では珍しく、ふるさと納税の返礼品としてP a y P a y商品券を出品しております。こちらは村の地場産品でないと使えないという縛りがありますが、その辺を組み合わせることでキャンプ場の利用者とPRできる方法はないか、商工会などにも協力しながら研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） P a y P a yの商品券は前からお伺いしてはいたけれども、県内では珍しいということで、そのようなものもぜひPRして活用していただきながら、村の活性化に活用していただきたいと思います。

では、（5）なんですけれども、貸切り団体利用で一気に村のPRを拡散してもらったりとか、しんとう温泉ふれあい館とのセット券を販売したり、帰りに寄ってもらえる村内飲食店に、キャンプ場

の利用者には特典、例えばドリンクサービスなどをご協力いただいて飲食店の利用をしていただく方を増やすなど、村内の特典つき飲食店リスト配布、そういったものや、あとはハッシュタグなどでSNS配信してくださった利用者などに薪のプレゼントをしますとか、村の振興策につながるようなことを、シルバー人材センターや商工会、社会福祉協議会など、ほかの機関への連携をした村の活性化のための振興を図っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村内の商工会とか社会福祉協議会など関係団体と協議しながら、いろいろ策を研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ぜひ、波多野議員も昨日おっしゃっていらっしゃいましたけれども、コラボ・共同は庁内でも行っていただいて、各課に分かれての計画だけでなく、ほか機関とも連携していただいてプランをつくっていただくと、さらなる村の活性化につながると思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

では最後に、4番、除草剤等の適正使用についてです。

(1) 村有施設、公園などの除草管理についてはどのように行っていますか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 村が管理いたします施設につきましても数多く複数の課に渡るため、総務課が代表して回答させていただきたいと思います。

現在、村所有の施設及び公園に関しまして、除草剤管理につきましても、不特定多数の方が利用することから、基本的には刈払機などの機械を使用した除草作業等を実施しております。

ただし、機械等を使用して除草が不可能な箇所、例えば駐車場のアスファルトの舗装のひび割れ部分や、草刈り機での作業がしづらいようなフェンス等の下の部分等につきましても、除草剤を一部使用して作業を実施しております。

なお、除草剤を使用する際におきましても、使用上の注意事項等をよく確認いたしまして、用法・用量を順守しつつ、周辺近隣の影響ない天候、時間帯等を考慮して実施するものでございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 公園等の不特定多数の利用をされる場所、小さな子が寝転がって遊んだり、四つ葉のクローバを探してみたり、ペットの散歩も安心できると分かり、よかったです。今後も引き

続き、安全な除草をお願いいたします。

そこで、申し訳ありませんが、質問の都合上、(2)と(3)を入れ替えさせて質問させていただきます。

(3)です。

昨日のご答弁から、水道の基幹管路はダクタイル鋳鉄管であるということが分かりました。(3)の上下水道の塩ビ管理設場所への有機溶剤の含まれる除草剤の散布についてということですが、村では硬質塩ビ管などの管路も、まず村ではあるのか、お尋ねします。

○議長(生方勇二君) 岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長(岡部貴一君) 塩ビ管なんですけれども、上水道管や下水道管に使用する塩ビ管は、道路敷地内に埋設してあります。その場合、1,200ミリ以上の深さに布設することになっておりますので、除草剤の成分が届くことはないと考えております。

以上でございます。

○議長(生方勇二君) 5番。

[5番 須田仁美君発言]

○5番(須田仁美君) 上下水道に1,200ミリ以上の深さで埋設されているということで、そこへの影響はないということも今お答えいただきました。

お伺いするつもりだったんですけれども、最近、乳剤系の有機溶剤を含む除草剤が地中に染み込んだり流れ出ることにより、塩ビ管の劣化が進んだり、対応年数まで持たなくなったり破裂の恐れもあるということを知りました。本村では、老朽化による布設替えに多額の費用もかけて更新していくということですので、しっかり性能が発揮され、長い年月の安全な使用が望まれます。

そこで、村で有機溶剤系の除草剤散布による影響が心配される水道管や水道施設があるのかをお尋ねしようと思ったわけなんですけれども、影響がないということでもよろしいでしょうか。

○議長(生方勇二君) 上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長(岡部貴一君) 浄水場や農業集落排水施設などの上下水道施設での雑草処理は、除草剤の薬品は使用せず、草刈機などで草を直接刈っております。

以上でございます。

○議長(生方勇二君) 5番。

[5番 須田仁美君発言]

○5番(須田仁美君) 浄水の施設等では、飲料水であるということもあり、草刈りをしていただいで除草剤は使用していないということで、安全であることが分かり安心いたしました。ありがとうございます。

(2)に戻させていただいて、住宅地における除草剤の適正の使用についてです。

農薬ではなく、ホームセンターなどで誰でも買える除草剤にも、用法を適切に守らないと危険が生じます。風がない、または風の弱いときに利用する、傾斜地では利用してはいけないことなど、先ほど総務課長からのご利用方法にも注意をいただいているということでしたけれども、そのような方法で、国からの通知にも、個人、家庭での貯蔵の際の注意喚起が通知されております。きちんと用法を守らないと、近隣のガーデニングへの被害や近隣の田畑の農作物への被害も起こり得ます。私有地以外の公共の場所に撒いて街路樹を枯らしてしまう事件も、ニュースでにぎわせていた時期もありました。

適切な用法や近隣の配慮などの住民への周知を行っているか、お尋ねします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 住民の生活環境の保全という立場でお答えをさせていただきます。

住宅地における除草剤の使用につきましては、ラベルに記載された注意事項を守り、使用方法どおりに使用すれば、人や農作物の安全は確保されます。しかし、適正に使用されないと、飛散などにより、人や動物の健康、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがございます。除草剤散布に関しましてのトラブルはございません。

それから、注意喚起という点でございますけれども、過日、村のホームページに、除草剤を正しく使用していただくように掲載をしたところでございます。今後は広報などでも周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 確認不足ですみません。早速ありがとうございます。

国や県からの機関からは通達が出ているものが、市町村のホームページでさらに住民にお知らせをしているということは、各自治体で多くあります。日々の業務も多忙とは思いますが、ぜひ村ホームページや、今後活用が期待される村のSNSで発信し、近隣の市町村の発信も気に留めていただきながら、住民の安全・安心と生活の向上に寄与する住民サービスを行っていただくようお願い申し上げます、一般質問を終わります。

丁寧にご回答をいただきました執行部の皆様、大変ありがとうございました。また、2日間にわたって傍聴に来てくださりまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。今後も引き続き、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 以上で5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時35分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時35分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

[企画財政課長 富澤光彦君発言]

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを提案説明させていただきます。

議案書は1ページ、議案参考資料も1ページでございます。

まず、議案書1ページ、議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

また、2ページには改正本文がございます。

改正内容につきましては、参考資料によりご説明申し上げます。

2ページ、A4横の紙ですが、右側現行の第2条中、総合計画の次に、左側改正案のとおり「及び総合戦略」を加えます。また、第6条第1項に、左側改正案のとおり「ただし、委員の委嘱後最初の会議は、村長が招集する。」を加えるものです。

続いて3ページ、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表3中の所要額の欄に、左側改正案のとおり「総合計画審議会委員」及び「日額9,800円」を加えるものでございます。

議案参考資料1ページにお戻りください。

今回の改正の趣旨・目的をご説明申し上げます。

第7次榛東村総合計画を作成するために榛東村総合計画審議会条例に基づく審議会を開催するに当たり、会議招集に関する規定を追加するとともに、所掌事務について総合戦略を加えるものでございます。併せて、会議開催に当たり、当該委員の報酬額を定めるものでございます。

中段は省略をいたしまして、現在は記載の計画が進行中でございます。

中ほどのほうに来まして、なお市町村総合計画の基本部分であります基本構想は、地方自治法第2

条第4項により定めることが義務づけられておりましたが、地方自治法の改正（平成23年5月公布）により、基本構想の法的策定義務はなくなっております。榛東村におきましては、榛東村議会基本条例において、令和2年から議会の議決事件としておるものでございます。

市町村総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法におきまして、定めるよう努めなければならないとされているものでございます。

以上、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第3 議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案書3ページをご覧ください。

議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定を提案するものでございます。

中身については、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料4ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、六価クロム化合物に係る特定事業場からの下水の基準を強化するものです。

また、大腸菌群数に係る放流水の基準を改正するものです。

議案参考資料5ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行です。第10条第1項5号中、下線部「0.5ミリグラム以下」を「0.2ミリグラム以下」に改めるものです。また、同項第42号中、下線部「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。

議案書4ページにお戻りいただいて。4ページをご覧ください。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行する。ただし、10条第1項42号の改正の規定は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上をもちまして、議案第49号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 大元の法令が、昭和34年政令第147号というふうに銘打ってありますが、もうかなり時間を経過しております。ここまで条例として落とし込むのが遅れた理由は何ですか。回答を。

議案参考資料4ページ、概要、趣旨・目的、ここに記載されていますので、それに対する質問です。回答を。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） こちら、概要の趣旨・目的に書いてあります昭和34年政令第147号につきましては、下水道法施行令が公布された年と番号となっております。ここから改訂されていないのではなく、この下水道施行令が昭和34年に施行されたというところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

[企画財政課長 富澤光彦君発言]

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）を提案説明させていただきます。

議案書は5ページ、議案参考資料は6ページでございます。

まず、議案書5ページ、議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条におきまして、総額に歳入歳出それぞれ1億8,226万8,000円を追加し、97億3,966万8,000円としようとするものです。

第2項において、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

以下、第1表の歳入は6ページ、歳出は7ページ、8ページとなっております。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴います職員給与費の増額などがございます。また、当初予算制定後に生じた事由による事務経費などについても補正を行うものでございます。

議案参考資料9ページから主なものを説明してまいります。

議案参考資料9ページ、歳入です。

16款右側、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,425万3,000円、こちらは後ほど説明いたします、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に充てられるものでございます。同じく16款子ども・子育て支援交付金36万4,000円は、児童福祉費として地域子育て支援センターの運営委託料、病児・病後児保育の委託料の国庫補助金の単価改定によるものです。同じく16款母子保健衛生費国庫補助金18万2,000円は、保健衛生費として1か月児健康診査に充てられるものでございます。

中ほどの20款財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に充てるため、財政調整基金から1億2,215万5,000円を繰り入れるものでございます。

以上が主な歳入でございます。

続いて、歳出、12ページの下側です。

企画総務費として、総合計画審議会の報酬として55万9,000円を計上いたしました。

今度は、17ページ中ほどの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業1億4,900万円の内訳を説明申し上げます。

まず、新たに住民税均等割非課税世帯に対する給付として、10万円掛ける150世帯で1,500万円、新たに住民税均等割課税世帯に対する給付として、10万円掛ける100世帯で1,000万円、上記の世帯で扶養されています18歳以下子ども加算、5万円掛ける80人で400万円となっております。そして最後に、多くの報道がなされておりますが、定額減税調整給付として4万円掛ける3,000件を見込み、1億2,000万円となっております。

なお、件数はすべて概数となっております。

ここで簡単に定額減税のお話をさせていただきますと、国民1人当たり4万円の税負担が減るというものでして、給与などに係る所得税3万円、住民税1万円が今月から減額されるというものです。また、納税額がそこまで行かないという方は7月以降も減額され、今年中に減額ができない場合には、先ほどの定額減税調整給付金、最大4万円が支給されることとなっております。

なお、様々な事務手続がありますが、定額減税調整給付は8月申請、給付が開始できますよう進行してまいる所存でございます。

また、議案参考資料の9ページの歳入にお戻りいただきたいのですが、先ほど申し上げましたとおり、16款物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は5,425万3,000円の国庫補助金しか内示されておりませんので、新たに住民税均等割非課税世帯に対する給付金等と定額減税調整給付を合わせて計1億5,616万3,000円が必要なことから、差引き1億191万円は一旦財政調整基金で立て替えて、後日、国が精算していく方式を取っております。

最後に、議案参考資料6ページ、最後のほうの行に、職員給与費（会計年度任用職員を含む）1,514万円とあります。こちらを給与費明細書で説明いたしますと、参考資料32ページの右下、55万9,000円の増、それから33ページ、上の表の右側、1,458万1,000円の増が内訳となっております。

以上、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。
○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第

1号) について説明を申し上げます。

議案書の9ページ、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の37ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ28万4,000円追加し、総額を12億7,691万円とするものでございます。

議案参考資料の40ページをお願いします。

初めに、歳入ですが、4款1項2目総務費補助金、補正額363万6,000円の増額です。これは保険証とマイナンバーカード一体化に係る費用のうち、システム改修費及び周知広報費用が国庫補助金対象となったものですから、これを増額とするものです。

5款1項1目保険給付費等交付金、補正額363万円の減額ですが、これは先ほどの国庫補助金への振替により減額するものです。

7款1項1目一般会計繰入金、補正額28万4,000円の増額ですが、これは郵便料の増額によるものです。7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額6,000円の減額ですが、これは財政調整によるものであります。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の41ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、補正額28万4,000円の増額ですが、これは今年8月1日に実施される被保険者証の一斉更新におきまして、新しい被保険者証に個人番号の一部、下4桁が記載されることによりまして、特定記録郵便での郵送が3月の県主催国民健康保険連絡会議において判明しましたため、予定していた普通郵便での差額を増額するものであります。1款4項1目趣旨普及費ですが、財源内訳を一般財源から国庫支出金へ6,000円変更するものであります。

説明は以上になります。慎重ご審議の上、ご可決いただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほど下4桁の数字を記載してというふうな話がありましたが、これはマイナンバーカードを作成するときに利用される個人番号、通知カードの個人番号というふうに認識してよろしいのでしょうか。回答を。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員さんのおっしゃるとおりで、個人番号、マイナンバーになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第52号 令和6年度榛東村上下水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第52号 令和6年度榛東村上下水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第52号の提案説明をさせていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正理由としましては、本年4月の人事異動により、給料、扶養手当、児童手当などの増によるものです。また、支弁職員の職員数に変更はございません。

それでは、第1条からご説明してまいります。

第1条、補正予算は、次に定めるところでございます。

第2条、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入といたしまして、第1款水道事業収益において21万6,000円を追加し、3億1,361万4,000円とし、支出といたしまして、第1款水道事業費用において172万6,000円を追加し、2億9,310万7,000円とするものでございます。

第3条として、当初予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、つまり給与費ですが、132万6,000円を追加し、2,506万4,000円に改めるものでございます。

第4条として、当初予算第9条に定めた一般会計からの繰出金を受ける他会計補助金の金額21万6,000円を追加し、43万2,000円に改めるものでございます。こちら全額が児童手当の基準内繰出してございます。

提出日は記載のとおりでございます。

続きまして、参考資料により中身を説明してまいります。

議案参考資料42ページをご覧ください。

42ページは先ほど申し上げたとおりでございます。

43ページ、44ページに実施計画がございます。

それでは、45ページの説明書を基に説明してまいります。

収入の21万6,000円の内訳は、他会計補助金でございます。

46ページをご覧ください。

支出ですが、水道事業費用について、給料45万1,000円の増、手当88万円の増、法定福利費29万5,000円の増、保険料10万円の増となっております。

以下、47ページ、48ページがキャッシュ・フロー計算書、49ページから52ページが給与明細書、53ページ以降が予定貸借対照表となっております。

以上で提案の説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第53号の提案説明をさせていただきます。

議案書13ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正理由としては、本年4月の人事異動による給料、扶養手当、児童手当などの増によるものでございます。支弁職員の職員数に変更はございません。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は、次に定めるところでございます。

第2条、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入といたしまして、第1款下水道事業収益において277万6,000円を追加し、4億4,925万3,000円とし、支出といたしまして、第1款下水道事業費用において277万6,000円を追加し、4億1,312万7,000円とするものでございます。

続けて、議案書14ページをご覧ください。

収入といたしまして、第1款資本的収入において303万2,000円を追加し、2億9,895万8,000円とし、支出といたしまして、第1款資本的支出において303万2,000円を追加し、3億3,508万4,000円とするものでございます。

第4条では、当初予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、つまり職員給与費ですが、754万1,000円を追加し、計2,891万1,000円と改めるものでございます。こちらは再計算を行っております。

第5条で、当初予算第9条に定めた村の補助金の総額を4億9,178万5,000円に改めるものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

続きまして、参考資料により説明してまいります。

議案参考資料57ページをご覧ください。

57ページは、先ほど説明したとおりでございます。

58ページから61ページに実施計画がございます。

それでは、62ページの説明書を基に説明をいたします。

収益的収入ですが、277万6,000円の内訳は、他会計補助金を増額するものでございます。

続いて63ページ、支出ですが、給料66万2,000円の増、手当116万円の増、賞与引当金繰入額40万6,000円の増、法定福利費50万7,000円の増、法定福利費引当金繰入額4万1,000円の増となっております。

続いて、64ページをご覧ください。

資本的収入につきまして、303万2,000円の内訳は、他会計補助金の増額によるものとなっております。

続いて、65ページ、資本的支出について、給料127万9,000円の増、手当116万円の増、賞与引当金繰入額13万1,000円の増、法福利費44万5,000円の増、法定福利費引当金繰入額1万7,000円の増となっております。

以下、66ページ、67ページがキャッシュ・フロー計算書、68ページから71ページが給与明細書、72ページ以降が予定貸借対照表となっております。

以上で提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について説明を申し上げます。

議案書は15ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の77ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、被保険者証が廃止され、群馬県後期高齢者医療広域連合の処理する事務に変更が生じることから、当該広域連合規約を変更するため、地方自治法第291号の3第1項の規定によりまして、議会にお諮りするものであります。

議案参考資料の78ページをご覧ください。

こちらが新旧対照表となっております。

説明は以上になります。慎重ご審議の上、ご可決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議案となっております議案第54号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第9 報告第2号 令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（生方勇二君） 日程第9、報告第2号 令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

富澤企画財政課長。

[企画財政課長 富澤光彦君発言]

○企画財政課長（富澤光彦君） 報告第2号 令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを説明させていただきます。

議案書は17ページ、議案参考資料は80ページでございます。

記載のとおり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

議案書18ページをご覧ください。

令和5年度榛東村繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額を読み上げさせていただきます。

総務費、総務管理費、企画総務費、653万4,000円、翌年度繰越額653万4,000円。

総務費、総務管理費、経済活性化対策事業、5,004万4,000円、2,571万5,000円。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳一般経費、1,138万5,000円、1,138万5,000円。

民生費、社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、1億991万6,000円、2,524万8,000円。

民生費、児童福祉費、地域子育て支援事業、335万9,000円、335万9,000円。

衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、94万5,000円、93万5,000円。

農林水産業費、農業費、相馬原用水費、370万7,000円、370万7,000円。

以上、報告を終了いたします。慎重ご審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。



◎日程第10 報告第3号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（生方勇二君） 日程第10、報告第3号 令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 報告第3号の説明をさせていただきます。

議案書19ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

議案参考資料81ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道会計予算のうち、建設改良に要する経費3億1,324万6,000円を令和6年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、20ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出、建設改良費、上段でございます。事業名、令和5年度相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業新北部浄水場築造工事でございます。予算計上額3億800万円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額3億800万円、左の財源内訳、国庫補助金1億5,400万円、企業債7,700万円、損益勘定留保資金7,700万円、不用額0円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額0円。説明につきましては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の災害復旧対応により、受託した業者の人員が不足したため工期延長が生じ、予算を繰り越すとしたものです。

下段です。事業名、令和5年度相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業新北部浄水場築造工事施工監理業務委託、予算計上額524万6,000円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額524万6,000円、左の財源内訳、国庫補助金262万3,000円、企業債130万円、損益勘定留保資金132万3,000円、不用額0円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額0円でございます。説明につきましては、築造工事と同様でございます。

合計で、予算計上額3億1,324万6,000円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額3億1,324万6,000円で、左の財源内訳、国庫補助金1億5,662万3,000円、企業債7,830万円、損益勘定留保資金7,832万3,000円、不用額0円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額0円でございます。

また、令和6年3月の定例議会で、新北部浄水場築造工事の工期を本年5月31日までとご説明いたしましたが、L型擁壁を施工する中で、当初想定より支持地盤の深い箇所がありました。そのため、当初設計の基礎砕石工での施工が不可能な箇所につきましては、ラップルコンクリート工法で施工する必要が生じました。ラップルコンクリート工法は、当初の基礎砕石工と比較してコンクリートの硬

化に日時を要するため、予定していた工期5月31日までを6月27日までと工期延長をしております。

以上のとおり、ご報告とさせていただきます。慎重審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◎日程第11 報告第4号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（生方勇二君） 日程第11、報告第4号 令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 報告第4号の説明をさせていただきます。

議案書21ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

議案参考資料は82ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計予算のうち、建設改良に要する経費1,213万3,000円を令和6年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書20ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出……失礼しました、22ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、令和5年度南新井前橋線バイパス管渠布設替実施設計業務委託でございます。予算計上額1,213万3,000円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額1,213万3,000円、左の財源内訳、国庫補助金、企業債は0円、損益勘定留保資金1,213万3,000円、不用額0円、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額0円でございます。説明につきましては、設計変更をすべき事案が発生し、さらに当該事案の処理手続に時間を要することから、工期の延長が生じたためでございます。

以上のとおり、ご報告とさせていただきます。慎重審議の上、お認めいただきますようよろしくお

願いをいたします。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 以前にも聞いたかもしれませんが、その設計変更の内容、分かる程度でよろしいので、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 3月の定例議会でお話をさせていただきましたが、設計業務委託、こちらの件について、県の工事の繰越しに合わせて数量確認、現場確認等の事前調査が必要となったためとご説明させていただいております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

ここで訂正を行います。

先ほどの報告第4号、令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書と申し上げましたが、繰越明許費についてはカットをしていただきたいと思っております。従いまして、令和5年度榛東村下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたしますことに訂正をいたします。

また、日程第10、報告第3号についても、繰越明許費を割愛していただき、令和5年度榛東村上水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたしますと訂正いたします。よろしく申し上げます。



◎日程第12 報告第5号 法人の経営状況について

○議長（生方勇二君） 日程第12、報告第5号 法人の経営状況についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 報告第5号 法人の経営状況について説明申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の令和5年度経営状況及び令和6年度予算、事業計画、資金計画について報告をさせていただくものでご

ございます。

議案書の25ページをお願いいたします。

初めに、令和5年度の決算書でございます。

上から、(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款事業収益はございませんでした。

第2款事業外収益は、2万1,690円でございます。内訳でございますが、第1項受取利息が290円、第2項雑収入が2万1,400円でございます。なお、2万1,400円につきましては、県税の還付でございます。

次に、支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款販売費及び一般管理費の2万1,400円でございますが、こちらは事務経費でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出につきましては、収入、支出ともございませんでした。

次に、27ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

中ほど、3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)雑費2万1,400円、合計につきましても同額でございます。事業損失は2万1,400円でございます。

次に、下段の4の事業外収益につきまして、(1)受取利息290円、(2)雑収入2万1,400円、合計2万1,690円でございます。経常利益では、当期利益として290円でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部では、1の流動資産、資産合計で1,461万9,285円でございます。

負債の部でございますが、負債合計額はございません。

資本の部、資本合計、負債・資本合計は、一番下でございますが1,461万9,285円でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

令和5年度の財産目録でございます。

上の表は資産でございますが、1の流動資産、現金及び預金のうち、普通預金が11万9,285円、定期預金が1,450万円でございます。流動資産の合計は、資産合計と同額で1,461万9,285円でございます。

なお、負債はございません。

次に、30ページをお願いいたします。

30ページは事業報告でございます。

30ページ中ほど、監査の実施状況でございますが、本年4月22日に決算監査を実施していただきま

した。

続きまして、ページが飛びますが、34ページをお願いいたします。

令和6年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第2款事業外収益に2万2,000円を計上してございます。

次に、支出の第2款販売費及び一般管理費につきましても2万2,000円を計上してございます。

次に、35ページをご覧ください。

6年度の事業計画でございますが、こちらにつきましては前年度と同様の計画を考えております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

36ページにつきましては、資金計画の表でございます。

続きまして、37ページ、お願いいたします。

実施計画、収益的収入及び支出の収入でございます。

2款事業外収益、1項の受取利息1,000円、2項の雑収益2万1,000円、収入合計を2万2,000円としております。

次に、支出でございますが、2款1項販売費及び一般管理費、2目経費2万2,000円、支出合計につきましても2万2,000円でございます。

続きまして、38ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、こちらにつきましては、用地等取得に係る経費でございますが、こちらは予定はございませんので0円となっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

予定の損益計算書でございます。

中ほどでございますが、3の販売費及び一般管理費につきまして2万2,000円、4の事業外収益につきましても2万2,000円、よって、経常利益、当期の利益は0円となっております。

次に、40ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部の資産合計は1,461万9,285円。

負債の部はございません。

資本の部、資本合計額は1,461万9,285円。

よって、負債・資本合計額につきましては1,461万9,285円でございます。

以上を説明させていただき、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時40分散会

令和 6 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

令和6年第2回榛東村議会定例会会議録第3号

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程 第3号

令和6年6月14日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 5 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第52号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）
- 日程第10 議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 発委第 2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について
- 日程第12 陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第13 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯塚久夫君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小板橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（1名）

2番 吉澤浩一君

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼） 会計課長	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
税務課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
健康保険課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
建設課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
教育長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
生涯学習課長	村上誠君		

事務局職員出席者

事務局長 関口健一 書記 天田華子

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。吉澤浩一議員から、入院により欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第2及び議事日程第3の付託した議案について、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

6月5日、本会議において当委員会に付託されました議案第48号及び議案第49号の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

6月7日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、審議委員会の人員の内訳についての質疑があり、委員数は条例で30人以内と定められていること、委員の構成は前回の委員や金融機関等を参考に検討したいとの回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特に質疑はなく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年6月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終わりました。

◎日程第2 議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 第2条の「及び総合戦略」を追加するというふうになっていますけれども、国語辞典には「戦略」について次のように書かれているんですね。戦争、政治闘争、社会運動などで敵に勝つための大局的な方法や計略というふうに書かれております。そしてさらに、ブリタニカ国際大百科事典に「計画」ということが書かれてあったんですが、その計画とはどういうふうに書かれていたかといいますと、将来を実現しようとする目標と、この目標に到達するための主要な手段または段階等を組み合わせたもの。目標の達成時点や目標の内容が明確にされること。また、目標を最も能率的に達成する手段が選ばれていることが計画の重要な特性をなしていますというふうに書かれております。

そういうことなので、私は、あえてここに「及び総合戦略」ということを入れなくても、総合計画の中の具体的なことは基本構想に入れればよいと思うんですよね。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 10番。

〔総務産業建設常任委員長 善養寺 孝君発言〕

○総務産業建設常任委員長（善養寺 孝君） 委員会では、そのようなことは質疑はありませんでした。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 先ほど申した理由から、あえて「及び総合戦略」を入れる必要はないと思うんですね。現在の総合計画に関する事項について調査、審議で十分間に合うと思いますので、私は反対します。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

午前9時41分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 2条の「及び総合戦略」ということを加えるということなのですが、私が調べたところ、「戦略」については、戦争、政治闘争、社会運動などで敵に勝つための大局的な方法や計略というのが戦略というふうに書かれています。それでさらに、「計画」ということについては、これはブリタニカ国際大百科事典に書かれているんですけども、目標を達成しようとするとき、この目標に到達するための主要な手段または段階等を組み合わせたもの、目標の達成時点や目標の内容が明確にされていること、また、目標を最も能率的に達成する手段が選ばれていることが、計画の重要な特性をなしますと書かれています。

ということなので私は、総合計画の基本構想の中にこういう具体的な手段を書いていけばいいんだろうと思いますので、あえて審議会条例に入れる必要はないと思うんですが、委員会ではどのように審議されたでしょうか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前9時43分休憩

午前9時44分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） あえて総合計画審議会条例の中に「及び総合戦略」を入れる必要はないと思います。今までの総合計画の中の基本構想の中にきちっと手段や方法を書くようにもなっておりますので、その中に書けばいいと思いますので、あえて「及び総合戦略」を入れることには反対をいたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論ございませんか。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） さきの副村長の説明の内容から、以前に出ていた計画と今回新たに出た計画ということで、以前の中で、総合計画というふうなことで立ち上がったものに、総合戦略というのは二重になるのではないかという、そういうことを危惧して、1つの文言、ある意味、字面という形になってしまうのですが、これは国からの指示もありますので、そのままの文言ということで採用する。そういうことで私は自分の中では納得しておりますので、したがって、本案に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第48号 榛東村総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9、賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第49号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第4、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第5から議事日程第8

までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

6月5日の本会議において当委員会に付託されました議案第50号、議案第52号及び議案第53号の審査経過及び結果について、一括して委員長報告を行います。

6月7日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）につきましては、定額減税調整給付金を算定する基準日の設定、総合計画審議会委員報酬の内訳、社会福祉事業費補助金の内容及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の財源について質疑がありました。

定額減税調整給付金を算定する基準日の設定につきましては、税情報を必要とすることから、適正な時期を見据えていきたいとの回答がありました。総合計画審議会委員報酬の内訳については、委員報酬日額9,800円、委員数19人、開催日3日とし計上しているとの回答がありました。社会福祉事業費補助金の内容については、社会福祉協議会職員の人件費に係るものであるとの回答がありました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により全額が充当されると回答がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号 令和6年度榛東村水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、特に質疑がなく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、特に質疑がなく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年6月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

[文教厚生常任委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 当委員会に付託されました議案第51号について、委員長報告を行います。

6月11日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、

特に質疑なく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年6月14日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長からの議案審査報告が終了いたしました。



◎日程第5 議案第50号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第50号 榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第50号 榛東村一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第51号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第51号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第51号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第52号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第52号 榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第52号 榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第53号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第53号 榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第53号 榛東村下水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第9 委員長議案審査報告（文教厚生常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第9、委員長議案審査報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第10の議案について、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 当委員会に付託されました議案第54号について、審査報告を行います。

6月11日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議につきましては、特に質疑なく、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年6月14日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。

◇

◎日程第10 議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第54号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 1 発委第 2 号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について

○議長（生方勇二君） 日程第11、発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の……。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時1分休憩

午前10時11分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに榛東村議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和6年6月4日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、清水健一。

提案理由。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項で、令和3年第1回定例会において村長の専決処分事項として指定した事項に「群馬県市町村公平委員会を共同して設置する団体の数の増減及びこれに伴う規約の変更」を追加し、事務の効率化及び迅速化を図るもの。

続きまして、新旧対照表をご覧ください。

第5項の次に第6項として「群馬県市町村公平委員会を共同して設置する団体の数の増減及びこれに伴う規約の変更」を加えるものです。

この改正の適用は、議決の日以降のものからとする案でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、議会運営委員会からの発委ですので、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 「議会の委任による長の専決処分事項の指定について」の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第12、陳情の審査報告についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員長（善養寺 孝君） 陳情の審査報告を行います。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和6年陳情第3号。

付託年月日、令和6年3月4日。

件名、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書。

委員会の意見。6月7日、本委員会で審議した結果、労働者、雇用主双方の視点から考える必要があることから、全会一致で趣旨採択とする。

審査結果、趣旨採択。

以上です。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は趣旨採択でございます。

趣旨採択とすることに反対する討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

令和6年陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書に対する委員長報告は趣旨採択でございます。

直ちに採決を行います。

令和6年陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。

◇

◎日程第13 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第13、陳情の審査報告についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

[文教厚生常任委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 陳情の審査報告。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和5年陳情第6号。

付託年月日、令和5年11月30日。

件名、国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

委員会の意見。6月11日、本委員会で審議した結果、時間も経過しており、裏づけをするために時間が必要であることから、全会一致で趣旨採択とする。

審査結果、趣旨採択。

受理番号、令和6年陳情第2号。

付託年月日、令和6年3月4日。

ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定について。

委員会の意見。6月11日、本委員会で審議した結果、関係法令で罰則も定められており、条例も整っていることから、全会一致で趣旨採択とする。

審査結果、趣旨採択。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

初めに、令和5年陳情第6号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書に対する委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は趣旨採択でございます。

趣旨採択とすることに反対する討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

令和5年陳情第6号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書に対する委員長報告は趣旨採択でございます。

直ちに採決を行います。

令和5年陳情第6号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。

次に、令和6年陳情第2号 ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定についてに対する委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は趣旨採択でございます。

趣旨採択とすることに反対する討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

令和6年陳情第2号 ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定についてに対する委員長報告は趣旨採択でございます。

直ちに採決を行います。

令和6年陳情第2号 ごみステーション及びごみ出しに関する条例制定についてについて、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり趣旨採択と決定いたしました。



◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第17、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでについて一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第14から日程第17までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうち、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎齊藤将史君の発言について

○議長（生方勇二君） なお、本定例会一般質問における齊藤将史議員の発言中の不穏当と思われる発言があったため、後刻、記録を調査の上、処置いたします。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 議長はもうそろそろそういった行動をやめたほうがいいと思います。つまり、議長の今やっていることは、憲法違反に該当するおそれが高い。表現の自由、信条の自由、宗教、そういった関係の自由が憲法に基づいて規定されています。なおかつ、それが不穏当というふうな判断、そういった判断は、議長はできないんです。最終的に、もしそれが不穏当な発言だということであれば、裁判を起こして、裁判によって裁判官に申し渡された内容が、それが決定事項であって、裁判も何もされていない、控訴もされていない、そういった内容で議長が判断すること自体、ナンセンス以外の何ものでもない、かつ、違法行為に該当する。

もっと言わせてもらおうと、もし仮に議長が「裁判になりますよ」というふうな言葉を発言した場合、脅迫罪にも該当しますし、あるいは、どうしてやらないのかとしつこく今やっているような行為、強要罪にも該当する可能性が高い。

そういった観点から、今後、議員の発言に対して議長がとやかく言うことはやめたほうがいい、やめてもらいたい。

以上です。

◇

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上で、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月4日の開会以来、本日までの11日間、6人の議員による一般質問のほか、条例改正及び補正予算などの議案について、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中も議員としてのルールとマナーを守り、品位を保ちつつ活動していただけますようお願いいたします。

間もなく梅雨に入りますが、明ければ今年の夏も猛暑が予想されております。議員各位をはじめ、執行部の皆様も健康には十分留意され、今後も村の発展のためなお一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（生方勇二君） これをもちまして、令和6年第2回榛東村議会定例会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前10時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 清 水 健 一

榛東村議会議員 早 坂 通